梅杏論

完

リ 5
869

門 伊り
號 869
卷

梅松論上巻

何もの年の事ゝや曽々人二月方なりと雖も紀の佐那方を定ゝ
少弐の神宮寺毘沙門堂ゝ道佐男女群参ゝ行りゝ或は經
陀羅尼と讀ゝ或は弾命法と唱ゝ東八侍所と吟ゝる
み更国歌寄せ松の風梅の匂ひ何もまいて神ゝ心尾後り
行りゝる列ゝ皆ゝ念願の陰なるゝ或人の白むるれ共ゝ世
悔りあるべきゝ仏あ和ある方もやあると思ひ行りゝ多年の中
の石塔ゝとゝ和ゝ方もあゝ八仏物語あるゝ抑生成ゝ

南代に逢て栄耀代々と重なる次第あり成り成り
ては張り〻〻と分りなれハ良難り無りく方まるも何
事の法師とやと〻多智多芸の者なる老僧進出て
ある八幡老僧なるもうう古よりの事も物語りしと知り〻〻強
て座を立て念仏を多うと〻〻ぬきとも法名知らぬ人〻助云
もうてと申きハ本人ハ申ハ及ハぬ満座是を神の御託宣よと
恐しの思ひとう〻〻物語りなる法師の云事ハ先代といつの
元弘年中ハ滅亡せ〻相模守高時入道の事と聞久元年より武
家の世無絶〻より以来故頼朝卿の後室二位の禅尼の計ひと
〻〻と家より将軍家と申〻〻中務丞宗尼と申〻〻孫名
と執権〻〻家事ハ於〻天下と仰せ下し将軍と云ハ人皇十二
代事初天皇の御宇ハ事起る御子の年武尊と申て大将軍
〻〻是代代〻〻の間十五代神功皇后自〻将軍と〻〻
飯豊姫去の二神お伴ひ奉しく三韓を平け給ふ間三十二代
用明天皇の御宇厩戸皇子自〻大将〻〻宇宙大臣と称
〻〻御子の間三十九代天智天皇大織冠鎌足と〻〻入鹿大臣と称〻
御子の間四十代天武天皇自〻大将〻〻大友皇子と称し給ふ
事天皇是之間四十五代聖武天皇大政事人と〻〻大将〻〻

右近衛の將監宗家大武蔵守廣綱と號せる松浦佐神氏也因
四十八代桓武天皇 廿 中納言兼陸奥府將軍坂上苅田丸と
なす大將軍うゝ清盛廣帝矣与豊前守仲丸と號せる
惡兵の押領と号す因五十代桓武天皇中納言兼陸奥府將
軍坂上田村麻呂と生ゝ奥州の惡赤髮公の退治とゆゝ
ける因五十二代嵯峨天皇陸奥府將軍坂上綿丸とゆゝ右之
將軍兼仲成と號せる因六十一代第崇徳の御宇平貞盛
兼平卿大將軍とゆゝ平將門と號せる因七十代後冷泉
院の御宇永承年中に陸奥守源頼義とゆゝ安倍貞任と平
らゝ多因七十二代白河院の御宇永保年中陸奥守兼陸奥
府將軍源義家とゆゝ清原武衡家衡と號せる因七十三代
堀河天皇の御宇康和年中に陸奥守平正盛とゆゝ對馬守源
義親と号する因七十七代後白川院の御宇保元元年に御兄
弟兵庫頭と國猶の河内殿と號する源義朝矣安藤太平清盛とゆゝ六
條判官為義右馬助平忠盛と號せる因七十八代二條院の
御宇平治元年に信頼義朝と清盛一力とゆゝ
即河内殿ゆゝ天下難儀せしのゆゝ平の清盛と恐れ
初國の内ゆゝ忠逆無道なりし物の後白河の法皇流罪とされ

〜み侍〜形部義之七度〜〜二郎家の一族なると為代せ〜感
の称りみ日本國中の指進捕使兵衛尉義將軍の職み補任せ〜る多
位昇進正二位大納言兼右近衛大將之当家補任の後身職と
称〜のみ侍る四年より正位元年正月十一日病み侍〜生家す因
十三日位年五十三にて逝去すと称み申すと天下侍〜民家の
悲ものなる〜み嘆子左衛門尉形部太郎と継〜建仁二年みにて
関東の將軍〜りし事み忠事多ある侍〜之ゆ祖父河内のみ
侍る〜〜伊豆國修禅寺み於〜ゆ因之侍る形部卿
の会釈寺和尚建仁三年より建保七年みに元久十七年の間

將軍〜〜〜次第み昇進〜〜右大臣の右大將と兼任み因年正月
九七日成河み嘆る八幡宮み傾参み於〜当社の別当
公暁形部之のすと対面す位年右八対すると〜〜〜〜と称せ〜る多此
河み及〜三代將軍の世〜絶〜〜る歌ゆ出已年〜〜中〜西之
世み侍る〜百姓人出家せ侍り多義朝將軍河内方の〜〜〜
ゆ何あるにて二位の禅尼のそ〜〜〜ひにて因年形久元年二月廿九
掃改道家公の三男形部河内ゆ八大政大臣之種の位世之家み〜〜
義朝みゆ向右兵衛二年十二月廿九日形部八郎にて位元後侍り
武蔵国寺泰河加冠〜り之河み武蔵守泰河相模守河房連署

〻〻西夷と執行の西の国所久三年の夏後の頃の氣色ちがひ
寄年とちがひ人あるを生ゝ三浦平九郎判官風俗ちがひ行者郎判
官言意因を見經言等とかく〻ゝ段屋伊坂左郎判官光季等
と謂〻ゝ寄年人安年寄向ふ元より十月十九日ちがひあるを
二位殿尼と会釈左京亮ハ我方ゝ〻ゝ
生ゝ三代将軍の墓所と西国の寄ゝ言の謂方人事墓さ
口情ゝ攻寄之我命〻〻ゝ
方〻寄ゝ〻ゝ位ゝ位ゝ
力の意思方法〻〻ゝ〻ゝ

抜ゝ〻命と抜ゝ〻ゝ各口ゝ
ゝ方ゝ春河夫河房安左将ゝ〻ゝ
の寄河方向ゝ云国ハ皆王ゝ方あゝ
方勅命と寄ゝ〻ゝ
門ハ後白河院と方寄〻ゝ
寄ゝ〻寄の一郎と謂我寄〻ゝ
祖父河政と抜ゝ〻ゝ
勅勅と寄ゝ寄ゝ
あれと西殺合戦ゝ

河内に潜くゐて云世系を神明之御一族とハ君王の伊豆遠江
の国の事之後年天下の乱しとなるを君の伊豆を賜りて寄
と来たりしを多くハ知る知る者多く為る一所の数年の立
とすることを国を賜ることを〜寄ひ寄と及ぶる所ハ此〜くを
寄寄とうと法乱ハ世史の戦を国〜あとの初の義を及ぶ所
治天下静謐の為ることハ天道を知せ〜会戦と成す〜為寄会
利とねハ〜初の遠江と成ハ〜〜宣旨を初ふ〜又伊豆を於〜
ハ彼後の伊豆孫と伊豆を即ちる〜伊豆ひ〜ハ男と成お
ちとこの〜既とのく〜寄ると〜〜寄又一義あれをあ成を遠ひ

きて春河と成〜〜寄土れの〜敵と上〜三の遠を国
河を攻る寄海遠の大将軍ハ武蔵守春河相模守河房寄山
遠を武田太郎冠者小笠原遠ハ民部丞朝河新会〜生歳十九多清を
義河〜三の遠より国河を法中を乱人せ〜ハ新門を被を〜遠
長寄〜対元〜る遠と八浦氏国〜選〜寄る身貞遠元年を法の
伊孫後堀川天皇と伊豆を即ちる伊豆世貞遠元年より貞永
元年を迄るまて十一年之次を四郎遠天福元年より仁長三年を
迄る伊豆世十年之次を後堀義天皇寛元三年より国四年を迄
る伊豆世之次を後深草遠寛元年より正元三年を迄る伊

仁世十三年之次ニ嘉山院文永元年より文永十一年ニ至る迄伊
仁世十五年之次ニ後宇多院建治元年より弘安十年迄伊仁世
十三年之次ニ伏見院正應元年より永仁二年ニ至る迄伊仁世十
一年之次ニ持明院西安元年より同三年迄伊仁世之次ニ後二條
院乾元二年より徳仁二年ニ至り伊仁世二年之次ニ花園院
延慶元年より文保二年ニ至る迄伊仁世十一年之次ニ後醍醐院
元應元年より元弘元年ニ至る迄伊仁世十三年次ニ光厳院暦
仁又光明院豊仁元人皇ニ至りて神武天皇より後醍醐院伊
仁ニ至る迄九十餘代ニて御すし次ニ後伊仁世四年より元弘元年

ニ至る迄百九十四年の間天下将軍ニ執権の次第ハ形部卿
殿ハ上三代武家之又形部卿ハ上三代ハ掃部家之又左京大夫惟康
之兄宗尊ハ上四代ハ親王家之掃部ハ八九代之次ニ執権の次第ハ
北條氏ハ家令ハ同姓ハ形部卿殿ハ上九代皆ハ
将軍家の伝後ニ至りて一族の内より器用と撰び著て伝ル文
伝ル家令と将軍の伝ル之ハ惟康ハ親王ハ元三の横死
ニ付ハ源渡の宣旨ニ成の事法持芸ニ対ハ傍
輩の義と為す異議ニ於ハ家智と称号す從四位と
生涯ニ至る迄の振舞ハ改過と為ル事ハ佛神と云る

教〳〵ゑ民と牌と言〳〵ハ吹風之草木を靡うすゆゑ従ひ付
〳〵極の天下遠く伝り〳〵代〳〵月日重なる程なる事所の執柄ハ
正和五年より正中二年ゑ迄十ヶ年と因正中二年の夏病事
ようよう〳〵治癒せ〳〵ハ赤雲元年より寺所維貞と申く連
署ありしより国事の政道衰〳〵非所の御〳〵ゑ中宮
殿更御在位の事と申遂〳〵ハ帝ハ天下背うまゝ〳〵ゑ成ハ昔
より更御譲ゑ申ハ代〳〵の帝御譲と更位ひく御在位の所を御退と申く
春宮ゑ主位ひく〳〵ハ寛治譲

事ありしを粗世事と

御付天地天皇の御子大友皇子と云ふ迄御位
と御譲り位ひく〳〵ハ御即位の与ゑ成れよりと何〳〵ゑ生人ゑ成事
山ゑ入位ゑ成ゑ大友皇子天武と襲ひ位ひ成る事伊勢伊賀御
出ゑ〳〵太神宮と申〳〵位ひく〳〵皇女と延佐〳〵義連迄の境
ゑ於〳〵会戦と迄勝ゑ大友の孔と言〳〵ける即位ゑ信夏
ゑ天皇是之次ゑ光仁天皇御譲と更位山御ゑ成ゑ成る程〳〵宰
相所ゑ百川卿と海〳〵即位〳〵ゑ次ゑ桓武天皇御在位
の間尚侍書の動ゑ依〳〵安徳の生帝会戦ゑ成ゑと申〳〵ゑ桓武
天皇の敵遠ゑ位せ〳〵嵯峨天皇御在位と全〳〵位ゑ次ゑ文徳天
皇の御子惟仁御事也何ゑ生日孔〳〵ゑ成〳〵御在位

の事天機更に伺計しかねおる相撲競言の始終と成しに世
物の仕せに注和伺門伺稽りと更ひしり得元に為羽隆宮
伺ふに十日の間に上皇宮徳隆伺兄弟伺左を引ひるに物右
ふるに中に隆中に薄と為戦に西ふと天の与ふるに仕せに
終に上伺左と今に行に宮徳隆八幡に国に遷に去る隆宮と
左に隆宮の宮士宮に渡せられ次に言金隆八賀宮に西に
伺に元八伺左の物八天下に安今にて寛治元年
安徳天皇三年にて伺昇位に行ひる老八和父隆盛禅門
の計ひに到に天下の政勢と怨に変せに物に見天に背に次
に承久に後鳥羽院兵戦に敗に伺後堀河天皇と寛喜より伺位に昇に去る皆一旦伺稽りの障
碍にうるに去に八正義に傷する義に後嵯峨院宣元年
中に冠伺の物忌初に宮ひに一の伺子後深草院伺昇位に
ありに後を長治宮位百八十に伺位に行に孫永に左
位の宮と止に人に次に二の伺子亀山院伺昇位に行に世
異式敬に制絶ある宮に人子に母に孫に之と伺兄弟ある
宮に辰に後深草院の伺位無宮位元年より正元に年に至る迄
ありに次に亀山院の伺子後宮に多院伺昇位建治元年弘安十

二年の頃より之後崇徳院崩御の後此三代八御禅門御世おなじ御子なる後鳥羽院の御子後堀河
うつる御即位なり〳〵四条元年より御代二年なる故御位の
御子後鳥羽院四年元年より四年なる此三代八寿年の計
らひ知るべし後鳥羽の御子亀山院の御子伏見
寿延元年より弘元年なる故御位二條院御五位
なり乾元二年より延慶二年なる又此君被義なる故一の御子
後伏見院の御子花園院御五位あり延慶元年より文保二年
なる又御即位なる故二條の御子後醍醐天皇御即位
なり元亨元年より元弘元年なる故此後醍醐の御治世
なる〳〵御即位なり〳〵天皇の皆〳〵なる人〳〵の耳目と聚り
こぬはなりなり扨一の御子の後伏見院御五位の所
なる寿年なる連〳〵なる〳〵云〳〵亀山院の御子後伏見御五位連続
なる〳〵は御位世の威勢とんなるの所なる国の武家君と擁護〳〵
なる〳〵八寿年なる先〳〵人〳〵の〳〵なる所八世久〳〵後後なる所院
と源氏国〳〵掌〳〵なり事安らかなる歳意なりしと彼院いよ〳〵
思召れなる〳〵なるすれハ〳〵氣寿年と申なられなる御年なるの

叛逆をくわだてしかども討ち平らげられ今日に至る
まで一の御子後藤左衛門尉の御子孫を於ては天下の
元より開闢の始めと思召されなる也かゝる
筆舌も及ばざる所也この御子孫十郎左衛門尉
の御子孫龜山殿の御子孫八男式部丞
何れも〳〵計り知がたし後醍醐殿の御時分今の初役は
田大納言定房卿持明院の伝役は中納言隆房卿事新
儀の御沒後再三の初役と殿の伝役と両人筆舌を於て
向言事を〳〵こゝろを定房卿とされなる八既に後醍醐殿の迷

初役にて一の御子後藤左衛門尉の御子孫長藤重殿と云〳〵今
に在世なる上八二の御子龜山殿の御子孫八男式部丞
〳〵なる所の筆舌の儀を〳〵成なる將軍更なる〳〵新と存ぜん
高御子孫御左殿の

と無〳〵ときこゆ

〳〵上八是非の儀八〳〵なるまゝ再三御ものなる儀〳〵
の御子の御子孫後醍醐殿の御譲りと更なり〳〵元亨元年より
元弘元年に至る御左殿の〳〵今に於て〳〵後醍醐殿御迷惑
の所元弘二年に持明院の御子立坊の儀八公の御ある次第なり
後醍醐

神武以後と雖ども〳〵〳〵天下の位と

生ける事と知られた且八後嵯峨院の明徳之き初と面ぶりなる事
天命いつ之おやを立給すく所五位十年と限りみ給へる紀新
と定めりとや知をハ持明院十年所五位の所ハ所位世を長舟
堂殿と云所海是あるへ当所ゑ孫宝治の時ハいのきの西殿と
もて行ゑ所や西殿持明院の所ゑ既ゑ主殿の上ハ般所五位十年
の名ハ長舟堂殿と云へ十年亀山院の位ゑ孫ゑ進せられ
数ゑ変遷ゑと云へ同ゑ名ゑ因ゑ云へいつゑ是非ゑへ持明院の所
子光厳院主殿の名後醍醐院逆鱗ゑ名悟へ元弘元年の秋
八月廿四日初ゑ名ゑ梅理と所主殿のり〳〵山城国笠置山ゑ臨幸

主殿卿相雲間ゑ供奉ゑす畿内の軍ゑと云位ゑるへの名天下
の騒動ゑ也れ殿ゑ是ゑ長へ云殿元の騒殿殿とのけて殿今
ゑ殿ゑ殿初殿ゑ日到軍ゑ数ゑ騒殿別へ巻向せる宿軍ゑ勢
ゑりしる男〳〵武士のゑゑ殿へ〳〵ゑて又位中へ是幸ゑりし
ゑハ云殿元の南北方と云へ皇長ゑ〳〵押籠ゑる国年寅ゑゑゑ
ゑ殿上長〳〵今殿君ゑ与力〳〵ゑる卿相雲間ゑ所与達の元
と殿殿〳〵ゑ虚花の殿童ゑ海ゑ世〳〵元元と定ゑ〳〵四三年元弘
二年後醍醐院と云へ〳〵生帝ゑ所ゑ久の後殿ゑ羽殿の名
殿ゑ殿ゑ〳〵殿殿国〳〵遷幸ゑ〳〵ゑる国元殿位定ゑる殿所

仏戸国元の為ゆ当国の守護人佐々木源氏宇治左衛門尉
〜ゑう寺と申出元弘二年三月七日午時之申ハ八幡宮より六
條河原と西大宮とゆりゆ御〜まる法ゆ立ゆるつれ四方
輿と舁ちる松の内を申車の内蘭と樹〜まで〜武士ゆ寄ち
の命ゆ仰せ〜所後と圍ちまる内ゆ進所三位の局女房紫衣
の女房三人上人ゆハ八幡ゆ将出影後ゆ御〜
ゆす一人同道と供ちます寺の南の大門ゆ於〜申車と金堂
の前ゆ同〜同刻と移ちる申刻ゆ命ゆ絶〜ハ歳ゆ也〜ゑう
ゑ〜ゑ我ゆ〜まる法魂と消〜消と流〜〜消る所

と云る人寄天の下ゆ〜〜君の民ゆ〜〜ゆ〜〜ゆ〜〜ゆ
申ゆ〜〜〜〜〜〜ゆ〜〜〜〜〜〜

尋ねる事ありき一人伊勢の例ハいまと所のうんぬ地なるべく
うそ人ゝ者ハ保元ハ以来地頭と称し國〻掠〻なるハ是ハ今〻変
の事ハ准ん為ゝうんぬ象ハ伊兄弟伊佐平ひ弦ひ〻ハ佐平
坂内河内の伊計〻ひうゝ〻ぬ佐ハ及ひ〻と所久ハ坂名
羽内と称し國〻遷〻ありしも是又今〻変ハ比をうんぬ象の
世五〻科ハ九年寿永三代将軍家のき師と云ハ天氣
ハ九〻ハと貴ひ〻ハ天道ハ世ハ海〻〻ハ九国と
称し國〻掠〻なる代きて民ハ行天命と恐き〻伊孫の
坂地河天皇と伊佐ハ即ちなる神ぬの伊佐ハうゝそ皆人ハうう

今〻ハ坂地河内の伊佐ハ初て〻初のめ義ハ及ハ事天命
ハ計〻〻いうゝハうゝ我を〻〻世君佐科ハて〻〻事ハ
掠ゝを佐ハ敵を〻の地ゝうるをなゝ聖主の御土皆坂と流
ゝぬハううゝう初〻伊藤の日数十年ハと〻〻伊元如
是國三尾の浦之を佐ハ南海ハ日ハうゝる伊豆と一所ハ皇
居ゝす君ハ〻ゝ二坂ハ佐ハ伊元の河内坂ハ志ハれのゝ〻
ゝを〻ゝと〻〻〻ゝを

伊ハ〻ぬ坂ハの汗ハ村河内ハ佐ハ世ハ神ハ
ゝを〻〻伊梨ゝハ奉ハうう〻〻世皇居ゝを

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]卿親王復良[illegible]ゝる吉年君[illegible]入[illegible]
大和國を西の[illegible]のゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]の峰吉野の法師の[illegible]
[illegible]
[illegible]元弘二年の
[illegible]楠[illegible]
[illegible]の要害と城郭を接[illegible]
[illegible]
軍[illegible]
[illegible]村上[illegible]

國[illegible]の軍[illegible]
[illegible]
[illegible]
人[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

市カ谷の丸ガ崎とうべ山さと船と寢すゝ事も今ゝ丁甚
思ふ会さまゝ人伝聞ハ〻〻ハ君と密ひまゝハ玉鉾の先〻思ふ
する所ハ伝海より宇護人清言る会船ハ彼早ア事矣と新る
うめ〻さて伊船ハ月と掛〻進ハ有る物ハ皆人色と共こり拙る者
船と付りる男ハ初〻〻定く海歌の船と恐る事ハ有る共ハ
漕向〻物と意意〻意國の方ハ伝ハ渡ハ物と意〻ハ文至
車の有ハ〻〻内り〻之男〻恐る事ハ有れと伝ハ五れ有ま〻
此男今と限り思ふ〻ハ初元の童ハ家と共と〻物と意る
ハ歌伊船と思て伊ハ〻〻れ船ハ有ると云られハ方孤の船を今〻
船ハ〻〻意海と〻〻〻帆と上〻伝ハ吹風ハ有れと云る波海
ハ〻人〻云る物ハ歌伊船と思ハ鳥城と〻ハ〻〻玉鉾と
埋沼〻有る物ハ之と八ひ〻〻れ物ハ〻〻ハ有〻〻会
船ハ漕之ハ有と共月出有ま之候君事〻伝傳伝神社ハ
八伊勢石清水加茂四郎社三月方之社ハ伊初命ハ〻〻撞〻の伊歌
と云〻れ有る元思ハ有る伝海ハ有り清言ハ出雲國三尾の浦
ハ之〻一族伝〻ハ孫四郎方迄舟ハ言人唐國の皆漕ハ有ハ自
國中の軍勢と俗〻〻迄ハ有ハ言ハ出〻ハ伝れと船ハ文
及事ハ有及ハ元之事〻倫方と弦〻〻有ハ吉物ハ伊方船

八幡善國寺和の寺殿津綱と云ふ五隻の伊船付りける男ト
云白洲寺和又吉郎と云ふ福流の仁と二ツ申ス付て対馬付て人一
族の三百ばかり人伝形伊船に人うつ三ツ上られハ海上ヲ人付きて
船者と生ル三物及出影朝臣と名乗れ一向伊形見云ふり此
寺和又吉郎とハ後ハ八幡善守長年ノ事と初度長年ノ門ある
ふり此寺と仕ふ者ハ宮ヲ入ふり長年君をいのりの後
ふ女ふ子と云ける八いつ者と伊船のすと及事ふる
ある船ふ猶く伊船ふて入ふ事報書くり出影朝
臣と云ふ世ふり我身ハ後と長く兄弟ノ出五十人列列て

伊船ふ乗りくり対馬と出発ふ寺くふれる要害の地
ふあんて島と出ふ対馬国の船上山と云ふ伊馬ふく
浦一ふる山峡四方りくれハ岸ふ平ふく八幡ふ住伊ふ猶
ふる面ふ長ふる方ふ列くく縄と船く伊要ふ立ふ
ふ舟ふり山の頂ふ伊前と船ふ出発ふ寺ふる
四ふ弱の伊船と揚ふくれハ近所の国人皆馬ふ乗百
住ふ朱張改寺清ふ三百船ふて寺山の麓ふ押ふくふる
長年ふ親家身ふと捨く修百戦ふる長ふの年勢数事対
ふれ麻と島ふ者ふりくれハ引退ふ四船ふる出雲八幡善

両國の軍一人も殺さん君の仰せを承りて八洲を力を尽さ
出雲國を海へ船を寄せ接戦をと志し海上を漕ぎ渡り既
に山陰道山陽十二ヶ國の軍勢集まり君の仰
せを受る侍天の与へ給ふ勝王勾踐呉を亡
く呉王の為に囚はれ智臣范蠡ら雄を出だし囚獄
を遁れ会稽山の戦に呉王と云す事俗に范蠡ら妻を連れ
て会稽の恥と云ふ事は呉王を差
滅ひ給ふを侍て背て項羽と文武を兼る出臣の誉を
用ひ給ふ故に敵國を出だし事を智臣の
謀ふも何これ皆天の与へ給ふる志を承る志を選
幸の間天下の主秋冥土の童思ふ新る者も君の仰せを引
足まで〜仰せ仰せの山田の郷に女男も麻衣の袖を濡
ら〜出ぬ人なりけり寄せの安宅を人事を人
初念〜なりける時に播磨國の住人赤松入道円心
備前國の軍勢これこれ君の仰せを承りし事を俗に呉事
に成これ志を志を幸と為る文安元弘三年三月十二日に分
まで〜なる羽竹田より淀中を取入る山陰の樂地今を〜会
戦といき〜進退す侍〜京都より の軍る義を敵方を敵る

南将軍尊氏を〇〇〇〇討ると云て上洛あり伝八月四日
方面之元弘元年の皇軍の敗退後の一方の大将〇〇〇〇伝者向
有〇之今度八幡将軍の父陸奥守貞時寺殿御遺言一百日の中之事
と仰事の伝聞有るも及ハ伝聞後ハ堅事を申伝ふ者も
大将〇〇〇〇新田伝遊義有〇〇〇す〇〇言御神門ト云る此上ハ伝実
為ハ及ハ伝上洛あるん大将〇〇〇〇伝聞〇〇〇〇

早くも是を聞つけ再び注進あり是を藤村八郎兵
の伊賀守の方へ既に出陣と聞て柳の方へ出陣と主
うきてうり是ハ主馬の輝元より三〻姫ヒ柳ハ命の母と
主と思ひ主てうす武将も又命の方より進発せしの節ふ順
ふ西ふめてり初立の表の奉の初敵と云ふ孫ふ見れ得ふ給る
柳ふ事中ふ元備せ〻軍勢ふ出方ふ池手ふ事ふ長度のめ〻多
藤村の伊陣と聞ふ〻柳ふ〻攻ふれ迫ふ陣中へ攻ふ来る見れ出せ
〻ふり初ふて去ふ三月十二日より十好変の会戦ふ去ふ〻二殿
孫と城郭ふ接〻出長ふ〻軍ふ数ふ多勝ふ敗ふ有ふ

去ふより柳方ふ陣所ふ成ふ金剛山の城と関ヒ寺ふの大勢
ふ一戦の功とふ〻ふ利と生ふ将軍既ふ君ふ形ふ者ふ
ふ〻ふ迫ふ陣中へ攻入ふ〻ふ金剛山へ出ふ去人
数ふ多〻事解ふ〻ふ何ふ〻ふ寺ふ出ふ主
多人ふ四国西国の軍いよ〻ふ〻ふ切ふる事の解ふ表ふ
出ふ〻去柳ふ十月廿日の刻将軍の陣所ふ用形ふ
元備ヒ生陣ハ神祇出と寄ふ何て〻寺ふ抱ふ殿ハ白
河と上ふ〻ふ〻ふ二陣大宮と満〻西ふ抱〻ふハ長刻ふ
ふ後陣手ふ迫ふ〻上天の猛等殿り用の奉ふ柳工生

何も入れもてゆかんと今日我等為に戦ひする馬の足音矢
叫の音天地を響かす地も動く計りに入乱れ〳〵数ケ所の合
戦と成り〳〵疲れて成る者数知れず中にも将軍の伊賀の殿
御子息右馬之助殿生れ初めて討死〳〵出来の心と成り〳〵なる
何とも云れず手負ひ大勢の戦敵も〳〵に成る引退く伝
方の生るハ伝伝竹田より攻入なる九郎殿を数ケ所に成て
方この者ハ後中へ乱入れハ二度屋敷ハ堀越(引)親なる者
中に成ると云ひ名を知〳〵たる勇士ともハ敵も〳〵戦ひ〳〵なる
七日八戦ひ暮〳〵なり其時方ハ此大勝に成て何刻と極まれ

堀越と国を取〳〵討入いなを中なる西川河内
なりとなるハ志ろのめ〳〵なる人ハ敵を之ひ切〳〵伝方を
捨す〳〵一方と成る堀越殿〳〵の八敵軍に成〳〵ハ伝退伝中す
る人れすとされなる事なれて一方と成られなり申し
如ち堀の内を〳〵心変りし〳〵将軍の伝方を手なりなり西
河原の中ハ方ハ敵後仲間の方ハ城後敵伝間盗相後
し〳〵白我なる者と成さハ内〳〵ハ常敵なて戸と西〳〵人事
本志なるもて世なるもて私の為之為に為ふ自是〳〵なる対死
自害せ〳〵めハ梦裏仏国の伝為なすハ我等と法為

ゐ〳〵まうく筑紫の合力として相伯又八宗剛山と屋敷ある城共を
事の由と思〳〵合戦を致すべく候へハ再ひ後中を双方之事
時刻と思〳〵すべく候と申〳〵奏聞仕り候ハ宜く
武家と公方と会合つれを仕るべる七月のあるべ之間敵と
伊豆之〳〵作業堅を除く〳〵事を新く瀬戸橋とも手後りハ
砂物多之て既ハ伊豆供まの卿相雲客ハ習ひまる山陰の海よ
其筆の義と分入〳〵之ものくて後之るあるをひくいる伊勢ぬ
と場りまるかるまるかる守山多より明分る山形ハ池蔵〳〵級
筆と進取る物ハ対元〳〵れ麻と家る者数と新〳〵其筆を

迎ひ國記考まと一説の宜者之す翌日九月廿五日事とすく
為り下ハ国国之物の常ハ山ハ之常の作方と号〳〵迎ひ
義農伊賀伊勢の系墨ハ旗と上げ橋と号ゐ〳〵海道とさ
〳〵事ゐ〳〵攻戦ハ国七月ハ後中ハ於〳〵合戦とゐ事〳〵ハ八日
ハ明後ハ手ハ手後ハ〳〵事言ハ事ハ之
多と情ひ合ハ戦ひ〳〵迎ハ多れ申ゐ〳〵しゐ迎ハ恐
まゐ〳〵仏国と号〳〵まうく為対元自ハ之社ハ一国ハ〳〵ハ
大将仲国曰我命いまて君と新ハ奪ハ人工社死ハ〳〵れ
命と拾〳〵後ハ伊事ハ力〳〵れ社〳〵百の到〳〵ハ自ハす

[illegible]百騎ヲ率シ百人同心ニ成ト云フ南方河内益七郎四郎河
内ニ於テ流矢ニ当テ死ル[illegible]ト部ニ成ト云フ者ハ
[illegible]ト中方仲間[illegible]百騎ニ自害シテ相ノ此河内ニ後ル
其ノ名字ト云フ所ノ遊切ニ居ル[illegible]ハ其ノ初ル[illegible]者ハ
軍敗ル[illegible]ハ摩裏仏間ニハ生駒[illegible]現ニ新ニ入ル
[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ

左馬頭殿御軍勢向〳〵会戦の及ぶこと既に上総の半ばなれ
ども義貞の御ひきまうけおそるゝ及ばん引退くる義貞多勢と引
率し〳〵武蔵国に入る南国の軍勢も遠く隔ひ分々なれば
五月十四日三河の守左近将監入道恵性と大将〳〵武
蔵国に義貞を向す国々山口の左馬頭義詮朝臣と三百十五騎分
配国々河原にて終日戦ひ夕方に成て疲る者数と云こと中々
なき数と云こと中々親清禅門の家臣の者ども安保
左馬頭入道左馬頭要田横山八郎宗家を討死〳〵る輩多勝
遠く引退くるの処大勢攻上る輩金中の路より〳〵敵に入
れ替て〳〵かくれ〳〵に成しかば三の道を討ると云ども
まるの通り大将八武蔵守義貞将向の所々を経国すり多介義
貞義貞の国々の家〳〵攻上る武蔵の路々の所々に於て合戦
ひ〳〵る事又十四〳〵引退て武蔵八相模守と同州の武
堀の方に於て合戦〳〵る事十三〳〵退て自害す南隆左
馬頭殿安保入道二手に分て命を捨奥守義貞道中の道の大将
〳〵高手に於て五戦の事あるを痛く戦ひ〳〵る程の左向
山城左馬頭の代官数軍討死〳〵る程の又十四〳〵引退くる五月十八日
寄利計の義貞の勢八福井殿と狭間殿と徒渡の左馬と徒渡の相り

又こゝまでこゝ強盗中の強よる足の墨ぬりてゆくあれなる者
板さゝゝいてゝゝうゝ社あれ言問の家人源兵衛尉の事家命
と称ゝ防ぎ戦ひ多物の者日の濃ゝ有るの大将大鉄橋川の辺ゝ
討ゝゝゝゝゝゝ引退ゝ霊山の頂を陣と定め十八日より
二日ゝ迄山内の禁坂極楽寺の切通ゝ強盗中足の合戦
の間の者共仏人馬の足音塔ゝ止間迄ゝ人の絶ひ
ゝ寄ゝ寄ゝ事ゝゝゝハ上代ゝ聞ゝゝゝゝゝ
満ゝ逃ゝ逃ゝ逃ゝ相模守言問禅門元弘三年
五月廿二日酉西ゝゝゝ自害ゝゝ事出ゝて方代終り

り一類四ゝ数百人自害ゝゝゝゝ社ゝ者ゝ多ゝ有れ家ゝ有思後
ゝりしハ稲村ゝ海の浪ゝ沈ゝゝゝゝ遠細ゝゝ軍勢の通路
海の中ゝ腰ゝ浸ゝゝ合戦の事ゝ聞ゝ浦ゝ社ゝ事ゝゝゝゝ仏神
の御加護ゝゝ人ゝ者ゝ知ゝ強盗ハ南の方ハ海ゝゝゝ三方ハ山
ゝり岸ゝゝれゝ者の大勢陣ゝ立ゝゝ構ゝ方り西の左ゝ家ゝ出ゝ
敵ゝゝゝ残ゝの風諸強盗ゝ吹ゝゝゝゝゝゝ社ゝ焼捨ゝ
天命ゝ者ゝの遁死ゝゝゝ法師ゝ右幕ゝ草剣ゝ仏ゝ天
せゝゝゝ地ゝ抜れ足ゝゝゝ上ゝ敵ゝ方ゝ者ゝ改道の居安禮
謝の日記ゝ定めゝゝゝ国ゝ法ゝゝハ狼狽ゝ事ゝゝ家ゝ

とゝまるべく歎み給へ事之〳〵うしかはんあるみや元弘三年の
長田殿の子孫七百餘人四国の滅亡せしつゝも生残る海をも
へゝうかゝり天下を治めうしの遠を言すはゝ為朝の子
孫を海の外へ流せの事ハ義貞初位を初とうすゆゑ
ゆゑ人数発の所前四歳の位阿大将〳〵伊豆の国に
遠ゝ〳〵流せ位退位の後ハ二階堂の別当の所に住あり法師
四歳の義貞の孫〳〵なりしを見て哀れ毎年〳〵歎
あゝ事所定めなく殆相〳〵人〳〵なり家の事知り細川阿波
守金吾殿原人掃部助兄弟三人義貞の遺子の向
陸奥の方に於て義貞を捜し出し奉り上洛の
ゆゑ人〳〵なれども相〳〵の中連日京都〳〵
なるゆゑ〳〵義貞と補佐〳〵なるべしとて
世上穏なりける初氏彩義師氏兄弟三人義貞の遺子の向
事の子あと弱〳〵為朝と改名せ上人とせるを伝〳〵義貞世
とあるとなるよ〳〵新田文とゝ〳〵海〳〵とされ〳〵引離す位
一族寄〳〵上洛なる去程の事知みを君仰者より還幸なりし
ゆゑ近の事〳〵なる卿相雲客公家とゝなり今義忠初と
成〳〵なる四成長年位下侍なる武士を義と知〳〵人寄者を
二階堂内裏之侍元年位法師より五年武家の法法〳〵〳〵

と為さるべき元弘二年の今は天下一統なりしかば君の御聖
勅に迎へ奉り天皇の昔の玉座へ還幸しいまし
諸國の國司守護を定め卿相雲客殿上人を
うしなはれ武家楠赤松伯耆守山陰山陽南道の軍勢を
召集する事侍臣五人を召具し御自ら
蜂起とゝのへられ卿相と公卿人々を改補
是は先代に例なの沙汰のうへ
裁判ありて又侍所と号して左衛門尉光氏
記大舎人助三河守師重名を衆中へ伝へ
ぬ武者所と重勢田の人々と所人々を法師の輩
被せらるゝ古の奥度と改めて今の例は昔の勢和之時に新例
本の勢例なるべしとて新なる勢義例を使ふる大將軍は處
是後ハ〇〇〇昇進ハ〇〇及ひ相摸武蔵を始め諸國の守と
頼朝卿の例に倣ひて使ふ次に國主八国の者成良親
王征夷將軍なり〇〇〇〇の御新左馬頭使ふ
八ヶ国の脇大脇屋〇〇〇〇〇〇〇〇
と稱〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
する家の事和の奉勅と為〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

てゝ遠国隠岐の国養ゝ[illegible]ゝ流罪とゝ[illegible]ゝ極の倫を切る妻
ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ極の法人の法院[illegible]と定すゝめゝ或は先代威光の間
[illegible]遊[illegible]ゝ[illegible]の又言間の一族[illegible]ゝ被[illegible]のみは[illegible]の義とゝゝ元
元の科と定ゝる又天下一統の定とゝゝ安堵の倫をとゝすゝこゝゝ
ゝ[illegible]天下とゝゝ事恨と含ひ間ゝゝ[illegible]の口ゝゝみあゝゝ氏
ゝゝこゝゝ[illegible]とゝみ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ

と迎人をもめ給るの躰にて山〻多く陣所の列幸成る及び
ありケ様の事ども有て陣中相ゆるまる間ふ三月上旬発寺る
本国に帰給る一族先代方〻〻諸国と起〻〻相模国より鎌
倉へ寄寄る源川刑部大輔義季と大将〻〻〻極楽寺の赤
地向〻〻攻戦の事数刻ありしかども此事京都に聞
ゆ〻りし程に去年五月廿〻〻宝剣山の付るの大将何者の義
陸奥太郎判官時四郎左衛門尉幸盛ハ信濃
国より諸所〻〻を打〻〻諸国を出ハ信濃
国より諸所〻〻を打〻〻中務命〻〻〻中
も建武元年六月廿〻〻新卿親王と大将〻〻〻将軍の陣所

の押寄る〻〻風吹〻〻〻〻程の武将の陣勢陣所の四面と
響国〻〻なり彼の軍勢ハ二陣大陣の元備〻〻〻程の事の
躰大義の為の為〻〻南日吉の方〻〻〻将軍より横り
ゆきとられて〻〻〻敵ハ諸良親王の陣列の様〻〻
程の十月廿三日の夜親王陣事間の夜と申て武者所の方〻〻
聖朝の事盤井為〻程〻〻〻る武家の軍勢〻〻〻〻の陣間
の事とハ武者の蜜所事〻〻和命と為り南親王と始〻〻〻
数千人を引〻〻れ給る間十一月親王ハ細川陸奥守顕氏文元
〻〻〻寄寄〻〻方向〻〻り思〻〻のあるの陣所の方〻〻中〻〻

ゑり宮の伊勢及真宮をゑ感ぜんとて有りしも伊勢と宮ゑ
殺しかハ殺さく伝ち向ふとそ望く宮ゑ二階堂ゑ薬師堂の
宮ゑ伝友有りしも武家より君の恨めしく成ると伝
猶ゑ有りしとそ聞る新く建武元年ゑ者ゑれハ四三年いよく
天下始まりしハ四七月の頃信濃國伊那の上宮の祝安藝守時継
ゑ父子ハ入道照蓮宮の一族名言ハの次男伊豆九と相模
次郎と号しゑと大将とし国中と廣うすよ守護ゑ宮
五信濃守真宮ゑ新く諸ゑ伝殺ゑ白山ゑ伝ゑ者ゑ
く尾張ゑ西く出ゑ伝ハ早く出ゑ伝ゑ尾張く高ゑ

ゑ者ゑとゑ知ゑる者ゑ出ゑ伝ゑ一国と出ゑ殺ゑ取ゑる信川刑
部ゑ新ゑ武蔵安藤ゑ知ゑ於く終日合戦ゑ及ゑ信川刑
部ゑ出ゑ伝ゑ信川刑部ゑ新ゑ人自害ゑ者ゑ
白山ゑ新ゑ奏ゑ向ゑ出ゑ伝ゑ戦ゑ殺ゑ及ゑ
ゑ国国の府中ゑ於く出ゑ新ゑ一族郎人数百人自害ゑす
ゑ者ゑ七月廿二日ゑ所ゑ左馬助殺害ゑ者ゑ伝ゑ向ゑ
四月薬師堂伝所ゑ於く合新卿親王ゑ出ゑ伝ゑ有ゑ
ゑ中く更ゑ武蔵の出ゑの信ゑ戦ゑ者ゑ伝ゑ者ゑの勢
者ゑ対ゑく新ゑ海道ゑ引退ゑ上総親王成良ゑ発ゑ

みゝ〳〵国〳〵おぼしきる所の渡り所者者〳〵河内豆腐河の
先代方者せきるる危険の事を聞ても武勇と思しく
傳聞ふりの当国の工者入石左衛門尉ふて所務ふて所ふ知事
〳〵出ると被〳〵ふる極ふ被退者〳〵事ふ紀伊と被〳〵三河
国ふ被出ひ〳〵人ふるの自と仰の孫ふ家ふ細川四郎入石義河
湯屋のふて相模川村ふ在ふる所ふ自陸奥守景氏の方より
是迄ふ出ふる所上屋のよ〳〵役ふ出と申〳〵ふる我敵の中ふ在ふる
一切とのふふ人事ふ命と又面命あしめ八面〳〵ふ弁ふ〳〵思ふ
面〳〵ふ於一命とふりふふ事ふ〳〵ふ孫ふ合戦の思と被ふす所

ふ役の者ふ〳〵自ふす此事将軍ふられ被ふ仰被ふふ
孫ふ出ふの通といふる猛ふふる者ふふりし事ふふて合
戦の面ふふ出ふと被〳〵事ふ打先生直後方道ふ将軍及氏名対
死ふ天ふ弾遠の後彼義河の者ふて自奥州法中の安国
寺殿州の長男ふと建立せふる命と一業ふふも猛〳〵〳〵後後
ふふ威ふ上〳〵れ〳〵事難有事ふふ人ふ合ふふ面寺の合
戦の事ふ生ふ〳〵ふふ事ふ被ふふれふる者ふ〳〵将軍出奉同有
ふる八幡宮ふ於〳〵出陣既ふ合戦と被〳〵輝令ふ入ふ直義朝臣
ふ勢ふ〳〵〳〵所ふ戦ふ負れ智略ふれふ者ふ〳〵海道ふ川退〳〵ふし

こゝにある上ハ眼と云ふ〻合力と加ふ面れ百姓ハ成る及こゝの
多勢許ある禮をあゝなしくゝまて天下のたゝるのすゝハ拵ゝ八
月二百余と伝ふ三万騎ハ此ハ乃ち勇と曾ふ人ゝ世数と数へん
ありしう皆其他の眉と笑あゝ伊勢ハ寺る三河の矢剣を向ふ
ゝる〻余勢鎌倉の面ハ将伝對面すり今日当国と云ゝ関
寺を伝ハ向ある事を先代方の勢幸伝の橋本と要害を拵ゝ
お支する先陣の軍士安保冊後入道入海と成ゝ〻合戰と
成ゝ敗と逃奔ゝ〻〻家麻と謂る伝華のおすり〻〻愛
〻〻高舟安保方ハ入道乃厚う海と為ゝ已是成る

革命と拵人事と云ふゝ〻〻で勇ゝ戰ふ当国の合戰と始ゝ〻
国国中秋の中山後伝の言縄る第根山相模川片瀬川より
鎌倉ゝ迫ふ敗ふ呂と云あゝ七ゝ度の戰ふ十度ゝ八月十
九日鎌倉ゝ攻入ゝ河孫の記父子安保次郎左衛門入道厚う
子自害すおゝる軍敗ハ降参ゝ敗ハ降ふる去物る七月の事
より八月十九日ふ迄九日好彼相模次郎再ゝ父祖の遺里ふ之
ゝ〻ゝ〻ゝ戰物ふゝ〻〻〻

適分義と申すこと事柄の量伝すといへども支と分きこゝろ人なければ
烏合乱悪の類こゝろ切と分きこゝろ事柄の天命なく成こゝろ
なくして中先代こゝろ九月先代故ゆゑ之を将軍伝兄弟猶念の
ゆゑ人こゝろ陸奥の別当の伝をこゝろ八幡宮より佐々の軍ハ勇功の
賞の新こゝろ事と悦ひ又先代与力の軍ハ死罪流刑と宥めこゝろ
ある物の先祖と悔こゝろ物の事忠義と称さん事とそのあ者こゝろ
なこゝろれ京都すゝハ人こゝろ親類と後者こゝろ事実強儀と各変
しこゝろる又初後中陸奥人中将見先朝臣関東の恩こゝろ
事国の逆浪恩の親疎こゝろ事歳兼再三之但軍之の賞の於こゝ

八幡宮の地方こゝろ論ことこゝろ先早こゝろ相違ある
恩こゝろ初芸の八大伊所恩ひこゝろ伝ゆゑ所ゆゑ
伊所伝こゝろ賞ハ伝上長ゆゑこゝろ有ハ相換字言同滅亡こゝ
天下一統の事ハ志こゝろ伝武功のよきこゝろ物ハ新参事新
の伝ゆゑ物こゝろ源義成こゝろ乃ことこゝろ伝遠の伝こゝ
今の安全之主国こゝ大歌の中と通こゝ第事の関東可地ことこゝ
聞こゝ伝為伝ゆゑ物の伝上長と止こゝ若宮中歌の代こゝ将軍
家の恩賞の伝所造こゝ八師参仏の法大名の面形汗と垂こゝ
ある物の種全の解説の月五参と宮の今成あ之将の佐々の人こゝ

みハ信濃常陸の國勢と勢功の業を完分つゝ平義貞と対する
の大將〻〻関東方面のよ〻風雲〻〻なる生ゝ義貞の勢を上
野の守護職と上野武庫禅門を仰せられ〻〻国主の勢を
國内なるかゝ〻相模の事起国侵の親族代安ハ急れ起こり関東
へ出とあするに又事起より西なる海道上りの事傷を織横の
め〻建武二年の秋なるよう西なる海道上りの事世上騒〻穏
なるに吉和の数万騎の官軍等手向なるよ〻勢を八方
攻後すると大將〻〻大勢と共に海道を上なる師泰の勢々
るハ七ツ三国の國内〻〻矢作川と称する所〻伝今國〻なる道筋〻

当國の軍勢とおなじ〻〻婦〻川より西へ人馬を渡すなること
將軍の命と受〻〻当所の陣ととるなるの義貞大勢をて川の西なる
陣と云る西三方おを〻〻城郭を設なるなる事土三のを合き〻
生上りのを〻川と渡り〻〻西の岸を於〻出ると西〻〻お戰ひなる
を中のるハ西陣を進ずるなる新中の義貞の陣なる西の
大敵勝と云者逆五〻〻四角八方と打〻出り武敵と重〻〻戰ひなる
西の陣より川と渡〻〻戰ひ敵を及ひなる師泰引退く其後
吉田の警護渡河の人〻宮村を於〻おを〻〻なる多勝を敵〻
なれハ是ハ建武二年十二月二日なる所敵を勝と率〻〻国内

を越河原に発向く終日入乱て戰ひくたるに人馬の足音八百の雷
地に落るごとく稲妻の如くあれたるハ電のごとく迅雷のごとく
云計り〳〵ひしめき討死手負数を知らん信濃打と云ひ〳〵る武
田の軍勢く降参〳〵義貞の屋敷と名字八幡り打たり伝て是を
言上尾張の方伊勢ハ第根山の引籠り水海と堀切く要害とし
く伊勢方ゟ仁木細川師直師泰ハ五万余の軍陣を敷る一人当千の軍陣と
云る將軍八先日新田義貞初陣ゟ九州の討伐ゟ九州ゟ伊勢ゟ
ハ伝聞ゟ伝平言るあ〳〵る此方ゟ付く〳〵敵よ〳〵ゟ
ゟ伝〳〵ゟ八是ハ影ゟ聞迎〳〵ゟ勅命と称〳〵ゟ旦〳〵云處

ゟ云〳〵の世〳〵の時ゟ大君の伊勢志と云ゟ〳〵ゟ
ゟ八今度の事ハ〳〵伝平あ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ伝新ゟ伝
張り〳〵細川伊賀人春形ゟ迎ゟ安三郎計ゟ具〳〵ゟ浄光
四郎ゟ伊賀ゟ〳〵物ゟ海道の会戦義〳〵ゟ〳〵ゟ將軍師
ゟ〳〵ゟ八守護命と云〳〵ゟ八弾あ〳〵ゟ云ゟ盗ゟ但〳〵迎勅ゟ
心中ゟ形〳〵ゟ〳〵ゟ思ゟ〳〵ゟ君ゟ新ゟ〳〵八幡大菩薩ゟ伝加護ゟ〳〵
先意〳〵法華経と向〳〵〳〵ゟ伝平ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ山法華経長伝ゟ一族
〳〵ハ神〳〵ゟ止ゟ此軍ハ法華のいあ〳〵形勢義ゟの同宗ゟ法華〳〵
く出ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ山ゟ能大師義ゟ改光入ゟの子ゟの連枝三人

の子孫之業祖武蔵守重頼守府将軍秀郷初任鎮守府
口と対々々子々孫々頼守府将軍の職と為し代々将軍の後胤
あり男代武略の誉を為し弓馬の芸の達者之を勢ひ仕
と為し将軍の先陣うゝ遠武二年十二月八日鎌倉を立ち給ハ
佐人第根の伝陣を加へ伝今方宮へ
なるを奥州勢多あり之歌と支る計ハ初と為る事なれハ此
度と云ふ第根山と称し奥州一の合戦と故さハ歌を詠ん
平と為し其人事業の因之て因ふ十日の秋仲の方遠歩と出て
天の原と申す所の辰の一点に一の宮新田の伝を大将ゝ意
ゝ

ゝ敵ゝ勢ゝ多ゝ所ゝ呂橋の明神の南なる秋の野を動くゝ伝方ゝ
先陣ハ山と申ゝ秋山を打上り中坂のあるを合戦ひゝ敵
城ゝ引退ゝ西と伝方なる高ゝ三丁ばり攻ゝ落ゝ笹原の
於ゝ家と限りゝ戦ひゝ数百人敵と対々ゝ る伊達の五郎ゝ
武蔵の方田の左と中山党の九郎ゝ外ゝ る是ハ他諸の地ゝ又常陸の案
の郡と結城の外ゝ今度戦功の伝ゝ又の姫と義兄と安宰命と
志を死と為ひ勇ゝ戦ひ人事と思ひ西方ゝ於ゝ ゝ れ者個のゝ
ハ樹魚あり宣賞ゝ所ゝハ勇士ゝ五ゝ ゝ云事又是ゝ ゝ ゝ ゝ 翌十二月
京都後所ゝ引退ゝ伝肥山ゝ陣と云ふ大友左近将監宮軍ゝ

[illegible]三百騎ばかりにて打向ひ〳〵うちかけうつ伊豆方の手すでにくだけすでにかなはざるを見て伊豆の会戦矢合の時分伊豆方の
[illegible]ばかり会戦の出来ぬと見て〳〵れば敵陣早〳〵破れて二階堂中将為定
と見て〳〵南方の大勢対きを以此為定の朋友
[illegible]しかば彼所と云事せ伊豆方の色海うよりよせ敵八面
降〳〵ハ伊豆の国府と見なして〳〵山野を伊陣とあるべき今日
の軍の伊方対陣〳〵なる伊勢慶〳〵の面々しかる聖十三
日時なるべき〳〵伊豆の国府を取入れたる義貞公の軍勢
次の陣と引　面々彼義〳〵なるべき三島明神の伊示とて〳〵海

道を出る間なる伊方弥合〳〵に成ぬ二間の合戦なり時の矢石ひ
[illegible]ひ合なる事なれば義貞公は[illegible]畠山阿波入
道計を義貞[illegible]る[illegible]〳〵富士川を渡〳〵なる[illegible]伊方
ハ所の中伊豆山伊豆の国府三日の合戦を手[illegible]〳〵敵大勢対なる
今十三日足利尊氏の大将[illegible]府中より引[illegible]
[illegible]陣と云[illegible]の[illegible]の[illegible]の[illegible]
と三[illegible]〳〵[illegible]敵[illegible]方[illegible]数と知[illegible]十四
日伊豆敗なる後の云[illegible]より大将[illegible]伊[illegible]
伊方[illegible]又一[illegible]海道[illegible]の合

戦大事之ものゝ上ゝ上ゝ上

主毎に大ゝ左後と言ゝも強弓を引く人々仕合ひ引き合ひ敵
軍の強ゝを掛ゝ懸る橋いかゝ切落ゝ事ゝ事仕
橋と掛ゝる事河ゝとゝすゝ百ゝ人ゝ人敵の大勢十四方の仕方を
少勝て川ゝ渡ゝるゝて強ゝ河ゝ発て退くゝ事ゝ橋ゝ切ゝ事
武略の一術なれ義貞ゝ身ゝゝ敵ゝ懸ゝ渡ゝ切落
ゝ敵ゝ急ゝ強ゝ矢ゝ射ゝ掛ゝ事ゝ有ゝ人ゝ三ゝ人ゝ事ゝ事ゝ
動ゝ迫口橋ゝ渡ゝ人ゝ橋ゝ聲出ゝて敵ゝ仕懸ゝ引ゝ之
有ゝ橋ゝ守ゝ人ゝ者ゝ流ゝ引ゝ矢ゝ
家ゝ生れゝ人ゝ仕ゝ者ゝ百ゝ人ゝ程ゝ有ゝ名将ゝ

ゝ義貞ゝ嵯ゝ峨ゝ人ゝ有ゝ去ゝ物ゝ将軍の仕方
ハ去ハ国兵海道の軍一人ゝ有ゝ
ゝ人ゝ軍ゝ山地村里ゝ充満ゝ人馬ゝ去ゝ物
京市の山法師道場坊阿闍梨祐光山法師ゝ人ゝ張ゝ国人
業用ゝ引ゝ別細攻代ゝ懸ゝ物ゝ引ゝ親ゝ者ゝ寄ゝ
勢ゝ南国ゝ支ゝ仕敵ゝ勢ゝ懸ゝ渡ゝ人ゝ
百ゝ武蔵守師直ゝ大将ゝ大勢ゝ建武二年十二月
毎日ゝ敵ゝ押ゝ一夜ゝ中ゝ攻ゝ出ゝ地ゝ宮ゝ西湖
の橋ゝ引ゝ切ゝ落ゝ船ゝ渡ゝ者ゝ

去極の所なかりける勢多を打渡て大将副将軍八幡後宇佐春
泥八島山上野介芋殿八去良三河守ら後八将軍ひかしの方
より東方の瀬多の方へ向て寄合事相中将結城左田左衛門尉
光信者守長幸之瀬多八四月三日より矢合ありて後し将軍八日
京都と引くらく後向ひ方より吉元弘三年ひ一統の所中昌重相
禅門准后後の三の宮と懐ぶ奉り出羽国の方へ向
給ふ極の五十四騎の軍勢と幸ひ後後の為ひ被の軍と戦
ふ向方より東方ら後の行方の為貞橋の中二条ら
橋掛稍と上へ御支ら四八日　橋の中橋の方へ結

城山河の所人肥太与一兵衛尉義中　二人一人南方の武略と野
ひ〳〵戦ひ〳〵極の将軍の御軍の終り後物と出る者人ら所ひ
事生ら三の四月ら三日ひ我ら橋ら川と隔ら日敵矢軍之
ひ見ら方ら細川卿律師定禅と大将ら〳〵帝之入道新心義四国
中国の方ら軍の為義書と後ひ軍数勢と後揚屋河内ら方
地ら日九日四刻将軍の御陣ら地十日午刻笠ら山崎の宮
方と寄ら〳〵相ひと上へ〳〵四河ら後合戦方〳〵ら〳〵天の明ると後
ら後ら〳〵定禅新心国人四ら城下ら攻戦ひら安ら安のめく
十日の午刻計ら山崎と寄ら久我ら羽ら取入出と揚〳〵八一方の

京方ニ帰参上ス四十日の夜山門ハ焼亡ス事有ル因果歴然ナリ
近江ハ兵乱ヨリ第ハ是ニ発ス皇居の伝名あり しかハいつまでか
お出ヤ人ニ云ハル因ハ卿相雲客節義正成長年ニ皆ヤ
一向の反逆ニ云ハレ天下滅ヤ〳〵ヤ奉の軍被ニ〳〵咸陽宮
阿房宮と焼拂ハ〳〵ヤ是初の事ヤ是ハ世ヒヤ平之事ヤ
三年二ヤ家の起ヤ如ヤ之是〳〵哀ヤ

梅松論下巻

建武三年正月十一日年の初ニ将軍起ル攻入ル〳〵洛陽ヲ
寄ス所の伊勢ノ伊元ヤ〳〵ヤ降参の事数ヤ有ル所あんん所ヤ有ル
所ヤ結城左兵衛ヤ義到ヤ新光ヤ振舞ヤ忠臣の義ヤ顕ハ〳〵ヤ
人ヤ及ハ人ヤ程ヤ有ル人ヤ点ヤ強ヤ老ヤ〳〵ヤ有ル〳〵ヤ十日の夜山門
焼亡の所ヤ遁ヤ有ル〳〵ヤ事ヤ近江ヤ国の所ヤ畏ヤ〳〵ヤ有ル
今度ヤ軍ヤ強ヤ〳〵ヤ攻ヤ〳〵ヤ奉ヤ〳〵ヤ敗ヤ〳〵ヤ有ル〳〵ヤ有ル〳〵ヤ〳〵ヤ天
下ヤ所ヤ為ヤ引ヤ事ハ偏ヤ大友ヤ左近将監ヤ仕ヤ〳〵ヤ血ヤ〳〵ヤ〳〵ヤ

迚も一度は君の御為に命を捨て〳〵御服を脱ぎ捨て降参し大友
と和睦し死を決し忠を致すべきとて切腹の用意をなす
も親類と和睦し事なかれと限りなき御意なれば万一の御
難しかる君なりとて御覚悟遂に和睦なられ
まもなく御表の御神と祭り給ひける事なれの事の南大門の大友の
勢三百余騎にて出張り親光の一族益戸の殿人一百騎にて具し
来る勢とは九隊迄なりしかの通大友の分隊のよしと伝へ云
まれば大友の四郎八郎殿と聞き相口事用意の由と聞き出陣し約
束の大友の方は将軍の御陣迄御使者を遣はされ具足を新

り申さんと云ひ親光云ひ我が方の使者の帰るは我が一方を伝へ
聞き出陣を致すべきなれば為なれば戦場にて具足を着し面目
なくて伝へ申すは上の御事なれば御使者の計ひにて常〳〵の
方と伝へ大友に渡す方面大友の陣の後の方へ進ませ
云〳〵方と云云〳〵とする由なれば大友
すれとあるは云云と組〳〵親光は出て対する由親類二人の十
騎人引組〳〵討死す大友は目の上と横さまの切傷を受け大事の
なれば神巻を取り除と切り〳〵恵の事〳〵親光の陣と対面〳〵
御の御〳〵云云見て〳〵彼事の騒張の事仕すべきと迚〳〵親光の

出ぬと見へしかるに家和の振舞共を今も物語とせしかれば
ちからを携へる人々は皆天晴勇士と称し動こそみるこれと涙を流し
殺生者とそしりける因幡戸内殿守護)討死せし大友八郎左衛門
殺さるるとの由聞て如早く十人会せ〳〵即刻対面を乞申将軍の后
方の命と称る振舞をなさ〳〵いと人方をそしりける吉極月
十三日より三日の間山田矢橋の渡〳〵船を出て宮禅門山岡
陸奥西国の船を皇震のめ〳〵車馬を乗〳〵これハ船〳〵大宝
の彼岸前と申侍るなり〳〵三條の京法師〳〵ん降りける三井寺ハ元より
仏方なりける故に園城寺と称号を改よ〳〵貴くれハ今日の夕方
迄るるあれハ〳〵て西国の人々と大将〳〵〳〵四国中国の軍勢三月十
二日の博徒に費向〳〵これハ因幡なる美濃と大将〳〵〳〵西国の船を
中国西の子息国司影部卿ゆ御〳〵三井寺に向ふ大逆と演場と二
月廿日制攻戦ゆ三井寺の衆徒のもよう相〳〵終ゆ寺
徒博〳〵武部の船を〳〵方川〳〵を寄〳〵西大将二條
河原に寄せ伝聞上八条の西ハ七條河原迄焼しゆ
午の刻ゆ要田口の十禅師の祭より神の伝説ゆ中道の旅
法〳〵義貞大将〳〵〳〵三條河原の寺の寄る向〳〵抜〳〵より伝聞ハ大
敗みく野蛮の国と称〳〵敵ゆ猛の軍を旅と飛〳〵用の妻天と考

うゝまみ射る矢八面のめゝ双戦と城のうゝ面あゝん入乱ゝ戦
ひゝ柳の人ゝるの志ゝ山のめゝ川みハ紅の波と流ゝ血とゝゝ橋
と成ゝ修羅の巷ゝ見ゝ宮年みハ多事今義
乱一人南の船田入道世良太郎と初ゝゝ多人討ゝる伍
方ゝ討死ゝ負ゝうゝ寄みゝ発年百年ゝ成ゝ河時
方物ゝ高ゝ攻戦ひゝみ義貞自ら旗と立ゝ親光ゝ父結城白河
上総入道ゝゝりゝ外蔵ゝ足ゝ今ゝ白河の岩石陸の茶中
ゝ河多ゝ相撃ゝ河ハいのゝ方ゝ寄ゝ負ゝ引ゝ小
山結城の一族ゝみ外人ゝて入替ゝ出ゝ寄ゝ戦ゝ物ゝ敵手

負ゝ虜ゝ云の山ゝ引上ゝすゝみ寄ゝ見ゝ是ハ十二月の酉の終り
ゝり敵の上総入道ゝ伍方の中山結城ゝ寄ゝ二陣ゝり物ゝ寄ゝ
寄合ゝ戦ひゝる討死ゝ方百余人敵ゝ伍方も四郎の級ゝれハ中
筋の重毒と寄ゝゝひゝ塙ゝの合戦ゝハ定ゝ伍方討ゝ
ゝ山結城の船ハ衣の袖と裂ゝ岸ゝ分ゝゝる四十七日南結
結ゝ結城中宇仲親三角周防守貞直三浦河内ゝて首実検内
ゝ八ゝ終ゝ出ゝ物ゝ発年八山上宗母坂ゝ三ゝ寄ゝ赤松
社の茅ゝ陣と元伍方八外河内と生陣ゝゝ寄四河ゝ元備中ゝ
四月廿七日辰刻ゝ敵ゝ成ゝて河内ゝ敵ゝ日ゝ成ゝ四ゝ

伊予守と云ふ者ども河を渡さんと揃へたる所に今は入替〳〵数刻戦ひ
疲れ手負ひ死人河を堰とりつめられぬ故引退くと見えしかども
敵大将伊予守とすゝめ〳〵と思ひ切る伍氣色にて猶も勇
まる者ども〳〵三河守の命を進んで〳〵陣戦ひ〳〵所々上杉武庫殿門と
姓名〳〵三浦因幡守二陣堅固に入道紀全勇我左馬門入道
所々〳〵今〳〵討死〳〵なる河を堰とりつめ七騎と西く桂川を渡
伍傳と云る級人命を捨〳〵出でたる者ども力を尽され去程の
伍方大将と云る北遠と山崎に一旦引退く家の先達〳〵の者ども
引退の敵向ふて細川の人〳〵大将引〳〵四国勢四郎の左道

に押寄せ〳〵あ引所所に集り人数多所〳〵の細り数多所〳〵
引〳〵用の者ども引退かれ細川の人〳〵中伍門と西く向ふ所の
西口にて敵の旗と云〳〵る大勢引合〳〵進寄〳〵旗指を立〳〵
旗と奪ひ取り西坂本迄攻寄〳〵仮用意と陣構へ備固め〳〵河を
堰とりつめ〳〵約束と又大勢二陣河を堰とり四騎迄迫〳〵り伍方と
引合所の義貞公の方先の敵和泉守細川定禅兄弟勢あり所〳〵
堰とり極め此勢の高〳〵手ちられ〳〵要田口芸州勢敵陣を新〳〵
家り者る陣中の充満〳〵る敵度迄〳〵進揃〳〵七騎河を渡り
あ大将と云る者ども左の方の者ども伍方の敵ハ云るを伍方の敵

八七騎と西へ引ハ大宝寺と東へ飛道とさゝ〻引ひかるゝトかきを
細川の人〻ハ元極川と記後〻ハ刑部少輔京中の勢と
進撃〻〻細川ハ京中ハ七騎と寄〻入〻ハ京中の
国〻河内へ引ゆ〻〻ハ京中ハ大勝軍と引退
〻〻細川の人〻ハ敵と打ちしたれハ伊勢再三ハ京方
河内の伊豆と伊勢の伊豆と合戦の捕鷹氏ハ勝ち
矢の面目何事ハ是ハ人〻ハ見物と東〻〻命を捨〻
寄〻〻〻〻〻ハ鬼神の中〻ハ京極の国の中
の刑部少輔又山の城神楽岡と京方の軍会地向〻攻戦ひ〻

極の親兵衛の尉人自川中務太郎義貞と思ひ〻〻前と元毒威の強と
刑部〻〻おゝ〻〻ハ人大勢の思ひとなすなり是ハ義貞立てハ
次首西の江刑部三〻〻〻〻つゝ前と義貞の西色岩根ハ〻〻れ
毒威の強と思〻〻〻〻と皆ゆる義貞童武の強意合と国〻も
〻〻〻一旦大将計〻〻〻〻て京方の強ひ〻〻ハ〻〻ハ九日〻
合戦ハ〻〻一時山城〻引退〻京方ハ〻〻〻〻国西海日の
初更計すり九河内の合戦初り〻〻合日と限り〻戦ひ〻〻京方
の軍勢〻〻〻〻二階堂信濃刑部少輔計元年八月の初の武将
玉虫と勝めハ敵と思ひ〻〻相撲次事ハ京方の祝ハ中退京の

百姓遠の所々合戦ありて種々伝聞の所図を君に見せ奉る
伝聞よりまさる事なく矢刺所の戦より事土利と共ひく第根の絵
りゝゞ又是物の合戦伝聞絵ゝ柳の手種なりゝ後中ゝ敵入城
と疑ひとする事数事の及ぶ事なれども矢通言語を人事と共
ゝゝ所の伝聞の戦ゝ破まゝ其間の多冊数の藤村の伝聞とて
さる聖建武三年二月新の攻入負れのあたりてこの人も退く
功とのすハ武勝の遠ことて細川の人ゝ赤松日下西国の軍戦無
内者ゝゝとれるを先の伝聞と播磨国合庫の絵を描られゝ
尚所の絵と

合稲名　人馬の身と作るなゝ

の伝聞の絵と図ゝゝ図河の新の攻入庫ゝとて三年山道より播磨の
いるの三郡の山ゝ図三月合庫の絵の伝聞ある所の赤松入遠の
心事ゝゝとるハ尚所ハ要害の地のあゝん伝聞あるゝれゝハ
大将とハ赤松の度郡の絵ゝ寄軍勢ハ尚所の庫と伝聞
合庫ゝ度郡の五十丁のゝゝ所の新人ゝ多の人ゝ美の手紙ゝれ
ハあゝんとゝて先ハ尚伝聞計の伝聞の義ゝり三年より天下
こりの合ゝ諸国の新伝聞封庫ゝ絵負日事ゝ後するあゝん
一おゝて尚大将の絵の伝聞ゝハ主国の絵及ゝハ敵ハ利と伝ゝ
伝聞ハ力と為すゝゝ姫路の利ゝゝ大切ゝれ張ゝハ伝庫と度郡の

播磨ニ入事いくゝ[illegible]ハ要害ニ[illegible]
[illegible]ハ西宮の[illegible]ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]

旗の九月初頃のおもむきなり西発持明院殿ハ天子の西発なれ
ども武威〳〵後堀〳〵敵を追ひ給ひ西発院宣と申されく
ゆの所旗と先の方なるべきと去年合戦の所利と先〳〵事
大将軍要害の事〳〵あるべき寄手より伝義向の河を毎度戦の利あり
ま〳〵ひかりとのべ給ひ逢坂〳〵伝上洛おそ〳〵今西国より里
坊上ると洛中の勢ハ大将軍の京へ向ふ事なるべき事伝聞寄手と意
なるべ〳〵先四国ハ細川方向ふ〳〵又摂津播磨西国とハ毒ゑ
ひなるべ〳〵殊西の事ハ左京大夫入道妙恵ならびに三郎将監二人
今ハ伝聞寄手先意〳〵伝義意書と孫ゆ引き先〳〵忠義と被すゑ〳〵

大友方迎将監ハ去七月京勢を敗北して親光の為討死を聞き武松九
郎推のる一族郎人数百人尚陣ゆ向ふ中国四国九州の軍勢と
お迎〳〵迎〳〵の用意伝聞尾張何の伝陣うあ〳〵ゆ唐那の
城の禁ゆ伝ゆ〳〵と再三忠義と〳〵ゆ被ゆ敗北計ゆ瀬川
の伝陣と退〳〵十二月初頃ゆ合陣ゆ入伝河ゆ〳〵ゆ伝動
ハ将軍海〳〵度那の禁ゆ伝られハいつゆ敗ゆ向〳〵命と捨〳〵九
伝ゆ為ゆ被ゆ将軍伝向意勢ゆ〳〵ゆ伝〳〵合陣ゆ伝ゆ
ゆ用ゆ向所計ゆ船ゆ百れ意を伝めゆ〳〵ゆハゆ〳〵ゆ毛大
勢の迎ゆ〳〵ゆ〳〵あ〳〵ゆ〳〵事ゆ〳〵難伝苦伝船ゆ形義

の姫石橋の戰ハ十四日〳〵真鶴ヶ崎より伊豆の方へ〳〵向ひ出船
安房国白浜四郎義宗〳〵仁平元年立庭七人安房上総と志し〳〵海
上より三浦由比ヶ浜義盛等〳〵ゟ数ハ出船と見て〳〵ハ新田義貞
これを伝ハ安房国猟船ゟ出ると聞ハ同日と相ゟ八ヶ国勢〳〵
五百〳〵伝年号と書ゟ又新田義貞ハ更科源氏の向七騎ゟ
如様ゟ事あり姫の頭ハ源勇部の価例ゟ事ゟ〳〵ゟ吉姫
ゟ供を付る一方の大将ゟ中ゟ七八人家臣〳〵ゟあり源氏ゟ
此事ハ皆吉年号ゟ〳〵ゟ迄ゟ面あり人〳〵ゟ迄ゟ
時方ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ

ゟをあつまれ出ると思ふゟ外けるゟ義と童〳〵ゟ義と狂人す
る勇士を〳〵ゟ出ると亜ゟ〳〵ゟ国ゟ計ゟ伝ゟ船と出
る船ゟ西風吹ゟ出ハ出船と〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ別計ゟ
播磨の国の浦ゟ伝ゟある吉ゟ数ゟ庫ゟ伝船ゟ手ゟ出ゟ
人〳〵ゟ陸地と〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ出ゟ神ゟ〳〵ゟ
船ゟ方紀伊ゟ播磨ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ大事ゟ
〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ
ゟ所ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ海底ゟ〳〵ゟ
南海ゟ一ゟ伝〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ

將ハ生〻繁ひ有るべし四國九國の住人ハ西海の住人なり
の國〻の大將とてあるべきなれよりとりわけ志賀上野介と
國の人ハ細川河内守和氏源義人形部揚勘助師氏三人四位侍者名都
の浦影氏卿公是禪三位公の弟海第九郎先生真後左衛門將監政氏伊
豫守惣氏兄弟三人以上九人之河内守名勘の浦成政ハ弟の志〻
勅賞の猛者の張〻よく丑賞と到るべしよ〻仕なる摂津を赤松
海の尾張新左衛門田の一族とおぼしき〻三ヶの城の内〻の備中を
今川三郎四郎兄弟新尾遠の陣とする安藝國ハ桃井の右河内兵
の中川の一族とおぼしき周防國ハ大將新田の大炊名庫助守護大内
豊後守長門國ハ大將足利尾張守守護畠山入道刑のめ〻
先の通れ〻海後の新の住人ある所の三宮殿修西河後物殿と〻〻
持明院より院宣をもちする者の所〻人〻勇をあらり今ハ切敵の猛ある
勇〻なれとて弱の住人なれとも上〻なれよ〻國〻の大將の住者なれる上者自
出家なれ〻〻〻なる住者到りてなる加藤の事を將
軍と略奉り勇士なれ〻事と到り四位者なり〻〻〻〻〻〻〻〻海上の
河左衛門尉の数百艘の舟を出天の雲の遠上る西地〻到海地
上なる志〻波の主〻なる魚れ故郷ハ帝逢地重〻〻〻到義のあるべ
〻の三岸の松上れり〻〻風強風の吹〻波の高〻ハ海の底ハ

遠里ヲ隔る事なれハ一度と限りの遠ざかるまで名残を惜ミ合
うれ命ながらゑてなの松原のいれ〳〵いつくん事ハ志〳〵なれ日数経
ぬるハ建武三年二月九日長門国赤間関の浦風の紛ひ方く伝聞
ましの日ハ九州の方ハ宮方の方ハ武後入道妙恵ハ嫡子形部兄弟一族等
五百余騎ヲ以て伝聞の為ニ赤間関へ向ふ事ハ〳〵
伝聞の大事此事ニハ見て〳〵四月九日赤間関へ寄ヨリ又伝聞ヲ出されて
四国ハ紛れ一日筑紫の筑前国ハ〳〵の浦ニ着船ハ童猶の時ハ
家ハ郎妙恵此あつつ九州山ハ於〳〵自害ス主ハ肥後国ヨリ来
地家ハ子掃部助武蔵左衛門ハ〳〵長ヲ多妙恵一族二月九日
九月ニ妙恵ハ筑後国ハ〳〵力と戦ハ〳〵ハ筑後入道妙恵合
戦ハ十四〳〵宮府の敵と退ケ九月ハ将軍の為又ハ他ハ人の為
用意〳〵ニ〳〵ハ伝馬物具ハ敵と戦〳〵原極ニ〳〵ハ妙恵云
ハ大将此地ハ伝ハ帝式の兵事ハ生ハて家ヲ立ハ形恵云
ハ四月ハの事ハ〳〵れ後方と所ハ形部と伝聞ハ進
ら〳〵後合戦ハ十四ハ後面目と為ハ事老後の再命を盗ハ上方の
伝ハ命と為ハ別ハ事ハ我ハ為ハ恵ハ
ハ後ハ〳〵ニ〳〵と為ハ一ハ〳〵て宮府の迎ハ四山ハ山ハ第〳〵
最後の合戦数刻ハ〳〵自害ハ〳〵ハ妙恵伝聞ハ

くるゝ事ハ形尚ゝ遠りなるゝ程ニ成ぬれ我将軍の仰ゝ身命
をまつる道ニ成ゝ成ゝ一族郎従生ゝ成ゝ者共ハ心と
一ゝ〳〵ニ出ぬと雖〳〵将軍と仰ぎ式ゝ成ゝ大事と
あすべ〳〵ハ無疑ゝ〳〵ハ無疑ゝ〳〵ハ無疑ゝ

仏盃とりさるべき所すハ家々の仏会戦の色ゑてハ天きさりし黄
河手毛の仏ゑと和尚〳〵故郷〳〵親と者〳〵姻し茅買仏ゑ去百劫
やゝ色〳〵吉相の妙色自宮者色の仏陣の俗ゑゑゑ形尚の仏易
方々色ハ父ゑ実弦ゑ俗ゑゑゑ仏者ゑて八意弦のゑ〳〵ゑゑゑ退出
寺ゑ色ハ仏方の力と為ヨセゑ仏ゑ数弟色四三月形尚生陣と
為ゑ〳〵芳色の陣と仏ゑゑ〳〵宮後大宮月の宮前〳〵百刹ゑ仏ゑゑ
り形〳〵安陣前ゑ仏雑馬と進上ゑゑ当ゑゑ〳〵妙色ゑ自宮の
事と俗ゑ色の〳〵ゑ〳〵仏歌あの色一切ゑ見ゑ〳〵ゑ仏ひゑる物
ゑゑゑ歌今色仏ゑゑゑ物〳〵ゑゑる世俗〳〵ゑゑゑ歌形尚五十所

仏色ゑゑる色尾の濃ゑゑ所ゑ陣と云〳〵ゑゑ仏ゑ形尚一人宮後の
仏陣〳〵ゑゑ〳〵今戦の事仏陣せゑゑゑる形尚ゑゑゑ生成宮府
の戦ゑ事ハ形尚仏ゑ仏逆ゑ事ゑゑる色戦ゑ張〳〵ゑ色ゑゑ〳〵ゑる父の
入道ハ国の宝の者ゑて国中の者吉ゑゑ俗〳〵仏日の合戦ゑ国人
名弟仏ゑゑゑ可事〳〵事地武弩ゑゑゑハ形尚ゑ一力と仏〳〵強武ゑ事
宝の仏ゑて色ゑ事ゑゑ仏ゑゑる強ゑゑ舞形母為ゑ見ゑゑる敵人
ゑゑる八家事ゑゑ供ゑの宝命ゑ拾る所為ゑゑゑゑ言物具色庫ゑ
拾〳〵歩列ゑて事ゑる所今敵進分ゑゑ人事ゑ宝ゑ仏日ゑ仏逆為ゑ
〳〵仏ゑゑゑ立れ〳〵仏今戦ゑゑ〳〵ゑ拾〳〵仏ゑあるハ力仏ゑと衆強い

すと宣へる所の物まことうり之国地既に家府と云へる神なるよし
方こうり伯耆ゝ国なる後陣の峯の伝説に及ぶ延武三年三
月二日辰刻に家僕の伝陣と伝へる所に五十里伝聞の
事の刻に番椎岳の伊神宮と云ふ女性に下る神人名杉の枝と
杉枝ゝ々々に歌を皆無の事と生れり出ぬ伝方の伝説に
ある人くして安大将より始まりゝ軍勢の生れ出て分て世事多
事殺の日出戌を見し一時に南社八新屋敷の乙ゝ神功皇
椎の五に伊勢と謂られ名の辰ゝ白ゝ石番椎の宮ゝ之山伝
南社の椎の五とゝゝ神殿に杉の五とゝゝ神宮に杉の五海

衣是ゝうし老翁寺中将軍の伝説の神に杉の事とゝ一まうの事
白ゝ伊勢とゝ伝へり名後に伝説有ゝ神人名更に知ること
名ハ是ハ神の伝加護ゝ化現ゝ伝ひ名ゝ伝説毎ゝく
とゝ云れ名ゝ軍勢乃勇ゝ之の色とゝ了歌ゝ寺の吉極に南西と伝之
名ゝ寺後ゝ云ふ寺所ゝ伝説ゝ名れハ多ゝ良の屋ゝて五十所の
干潟あり名ゝ名ゝ名ゝ西ゝ向ゝ第名侍の八幡宮ゝて四方一里の杉事
ゝ南博多ゝハ三里ゝ云ゝ山ゝ西ゝ海ゝ一ゝ唐ゝ限
ゝ名ゝ紙杉事伝説毎ゝ動ゝ西ゝ之ゝ世ゝ名ゝ名ゝ名ゝ
伝陣の寺後ゝ杉事の名杉ゝ名ゝ歌ゝ中河

と雖く扶桑とうしろ高く山を向しくうを乗と云ふ俗こそ陸
奥の生産は上る鎌倉手師春元京都より供なの人を大安路降る
坂大隅守と敷宮殿脇西の弼三百騎ばかりて大きを向ひ〻渡と云る
事の〻生は去年武衡尚五百騎皆こうより打り出〻支こり敷金
伝飛の誘ふは是こうり打る武衡尚は童蔵の後巻を内毛の住
まこうりこる神みてを者こうりる芝は先祖義の中頃郎新資文居
五年の丑寅の形勢すり給ひ〻る童式の程こそ物こうると云く
曽の猪と志あ〻ふ毛力とあ〻ふ是現ある言ふ事〻只一騎西大将の
伝来の手うく〻ひ〻ひ〻を敷を大勢みてこそ皆伝言ふ事ふ手ふ者

ふ之国地計は三百騎ふ毛色〻こそ新尚伝馬の示ふ〻命と捨て
〻敷を風の示ふ毛〻こそ西旋とすめこそ〻こうる八騎
ふ新尚〻〻を見こふ〻ひる也あ大将伝向ひあるこそ手伝ふ京
騎一国ふをひる将軍こそ力を筋後の入道殿あこそ新尚と云〻進上
こうし寺地の郷の伝重西ふ唐織威の伝程ふ伝敷こそこう一ちは伝童式
の母後こ宣示の伝ちふ上こそ伝こうは伝こうは是糟毛芝は字後大岩
国こうは進上ひこそ南日は童式の伝程伝ふ神と勝田の那田の大宮
国ふ来ちこる凡国南郡戦河の伝出之陸こ去記こう昔将軍新義
貞任と伊茂の河内こうと陸ふ十二ヶ年のる号ふ歌言の中ふ戦

ひ〳〵物の事あり人は事得りあるべし〳〵て法華の武勇を計ひ給ふ〳〵
將軍の七年と云七月の中と覺る皆武具の用ある迄猶〳〵知人
なるべし今日八月迄八月の比なるべし〳〵何れも〳〵物の事を
ゝ迄ゝゝ物ゝ將軍行〳〵迄ゝ迄ゝ八幡宮の法華の使者にて有る事八幡
宮ゝ有ゝ人ゝ〳〵ゝ進退ゝ八軍の法のゝしを敬ゝ遂ゝ宮殿
の合戰事殺ゝ〳〵八高麗男代の武勇と又高國の弓矢の術と
知ゝ有ゝ人ゝ其思事ある中殺ゝ二ゝ向ゝ合戰發ゝ有ゝ事
有ゝ八何の形ゝ知堂合ゝ人一流ゝ有ゝ氏此使と思ゝ人ゝの八
生使の合力ゝ向ゝ戰ゝ有ゝ合戰利ゝ八三ゝ月の武者世と

互ゝ〳〵入組ゝ退法致ゝ生害為ゝ向ゝ有ゝ〳〵法ゝ有ゝ八
此使ゝ殺人の及ゝ有ゝ所ゝ有ゝ堂ゝ有ゝ事
多根と云ゝ足利ゝ向ひ給ゝ將軍の武勇ゝ有ゝ
ゝ有ゝ法華と進ゝ〳〵ゝ敵ゝ向ゝ〳〵進ゝ〳〵ゝ有ゝ事地の物
の法華ゝ堂ゝ年成の程ゝ法敵八藤代ゝ有ゝ堂ゝ有ゝ法ゝ八
要毛ゝ月ゝ宮殿の大ゝ月ゝ有ゝ〳〵ゝ有ゝ國事ゝ有ゝ
供ゝ事の事皆ゝ有ゝ八我ゝ有ゝ〳〵ゝ進ゝ有ゝ中ゝ有ゝ我上聊介
師賀八特安の中祝の上ゝ有ゝ寺ゝの種の卦算ゝ有ゝ切ゝ有ゝ四天ゝ有ゝ
ある方ゝ二振帯〳〵白木の弓ゝ大ゝ有ゝ法天二三十回拾ゝ有ゝ

夏ひ胄の緒とをめ伊予の住人河野四郎通信
〳〵佐殿のりゐハ仁王丸右馬助義長武蔵の住人
宮原の太郎兵衛尉伊藤の進ゝせうとゝ引ひゝる所ゝ西方
ゝゝ見〳〵雲毛なる馬ゝ乗りたるゝ向〳〵進む所ゝ敵の
の向ひゝる中の五せうゝ生ゝ三ゝ三郎ゝ接つゝ
間と組うゝけ〳〵かゝる舟ひいゝるゝ鬼神もさすゝ〳〵ハ見てゝ
ゝる物もてゝる佐殿のゝゝ落ゝん〳〵ゝゝ歩ゝ出ゝる武者ゝ
向ひ対ゝる敵ゝは〳〵悪〳〵ゝ透るあゝせん近入れゝ中風蓮
砂と吹上〳〵ハ敵遥遠〳〵〳〵漂ひゝるゝと見〳〵大なの兵船も同

く接ゝ〳〵ゝと限りゝと戦ひゝる所ゝ武蔵の住人
頭と元親〳〵月毛なる馬ゝ乗〳〵既の伊藤ゝ多補見ゝ多ゝ入
ゝゝれハ伊東祐親ゝ師賀親ゝと渡〳〵ゝ多ゝ藤ゝ多向
ゝ〳〵ゝゝ又近入ゝ五ゝ郎宗岳ゝ入ゝ高ゝ見ゝ〳〵仁王丸ゝ
真先ゝ見ゝ入ゝ身ゝ方ゝと接〳〵戦ゝ〳〵ゝ敵ゝ〳〵ゝ〳〵ゝ馬
も血ゝ流〳〵ゝ見ゝ〳〵ゝ見ゝる時ゝ所ゝ物ゝ多ゝ〳〵ゝ勝の松ゝ見ゝ遠ゝ〳〵
博ゝ多の住ゝ人ゝ攻ゝ落ゝ〳〵ゝ志ゝ物ゝ敵の国ゝ舞ゝ見ゝハ吉田ゝ〳〵ゝ
引ゝ高〳〵ゝ所ゝ地ゝ武ゝ警ゝ計ゝ〳〵ゝ見ゝ〳〵ゝ今ゝ日ゝ限ゝ〳〵ゝ戦ゝ〳〵
物ゝ佐ゝ殿ゝ敵ゝ高ゝ見ゝ〳〵ゝ松ゝ原ゝの内ゝ東ゝのゝ〳〵ゝ三ゝ〳〵

引寄せ申す所の伊勢の国住人関の五郎と云ふ者とて
うきたる体とて、後陣の将軍の左方なるハ直義卿
く響戦く、伊命を給ふ、此時長門周防両国の御家
人命を合つゝ、伊勢と共に進せらるゝ、そして勝の左垂嶋の左兵衛
とゝ、ゝ、ゝ、ゝ、とゝ、ゝ、ゝ、

攻戰日和の事他手五〻ニ成こゝろ〻る餐庭親子数ヶ所ゝ
いてゝもあれ子ゆゑのこゝろ〻ゆゑ〻柏の上原の後天下安定
の合戰の忠義と八餐庭彈正左衛門殿こゝろ〻ゆゑ〻
乃ち〻ひ〻ひ〻ニ在り面目あれ吉柏の当下の軍敗もハ酉の刻
ゆゑ〻ひ〻ひ〻ニ敗走ハ武と五月〻ゝ敵の海と成〻合戰の刻で
こゝろ〻家府の忠義ゆゑ〻ゆゑ〻ゆゑ〻の厚恩ゆゑ〻と仍遂せ
ゆゑ〻ゆゑ〻出歌の色海ゆゑ〻ゆゑ〻合戰の討捕のゆゑ〻事ハ將軍の武
略ゆゑ〻出ゆゑ〻こゝろ〻ていよ〻〻形毋〻〻ゆゑ〻ゆゑ〻吉柏の伝陣ハ第
時の方ゆゑ〻ゆゑ〻ハ尚社の日安の堂歌〻〻ゆゑ〻事限ゆゑ〻

此度帯の後八合戰の鍋掛のる將ゆゑ〻ゆゑ〻伝列ゆゑ〻ゆゑ〻四廊の
所ゆゑ〻ハ八幡宮と舞〻〻のゆゑ〻吉良後の事ゆゑ〻ゆゑ〻四月後の日よ
所扱と寄家ゆゑ〻何のゆゑ〻ゆゑ〻所他ゆゑ〻ゆゑ〻ゆゑ〻伝教又のゆゑ〻社家の
古文と伝ゆゑ〻ゆゑ〻中ゆゑ〻苦須西八郎ゆゑ〻朝吉所の物ゆゑ〻と仍遂せ
らゆゑ〻尚象の祖神寄ゆゑ〻敬ゆゑ〻ゆゑ〻伝社所ゆゑ〻向〻合ゆゑ〻
伝教心ゆゑ〻ゆゑ〻ゆゑ〻ゆゑ〻吉柏ゆゑ〻四月ハ三月ゆゑ〻ゆゑ〻所ゆゑ〻
ゆゑ〻ゆゑ〻一族武蔵豊後次郎と伝ゆゑ〻ゆゑ〻將軍ゆゑ〻伝ゆゑ〻ゆゑ〻八幡合
戰ゆゑ〻事ゆゑ〻人ゆゑ〻ゆゑ〻ゆゑ〻ゆゑ〻神の所加護ゆゑ〻ゆゑ〻ゆゑ〻日五月
四月の刻弁ゆゑ〻家府の事山ゆゑ〻上ゆゑ〻所ゆゑ〻降事の紀数事弘事

[illegible]

[illegible]

[illegible]

と生ずるに付て地頭重地く爰に向て思ひ切て合戰し事月
の間に及ぶ所に九國の武士の中に山賊をおこす事物
に付て事新しき事出来る事しく事起れ
ば芳賀兵衛尉高家衛尉命じて法華堂に陣中の事と
なるに加勢をやとるべしく西國の事多の強あり
一方は法國の作方と為さるべき生ずるに元一方は合戰の為
相と申し合て此陣を立てしく事府に三月三日より
四月三日に作方に陣を張て云新田合戰大將と
しく事の勢に成しく南條に向しく陣を急ぎ一族を事起す九

地事の事相續りく城中の勢は滿ちそなへしく合戰の用意の
為に上洛迎へしは地頭七しの發しに作進發をなす一又備前
國に元の大將尾張新藤次國ゆくに白新田孫五大將にしく南條
に向て合戰をなす赤松と同心して伯耆に九國の八一色入道
仁王左馬助松浦殿に國人ゆとなのしく建武三年四月三日
に高府と立しく作進發す物の左宮内卿九國の軍勢多の
陣すり船に乘しく大將長門の府中に搭しく作逗留して高所より
作を船に乘て此船の事は元暦の昔九郎判官義經堀の浦の戰
に事しり高國申給の船十二艘の船所の子孫の船と義經家

追付の後此船ゟ於ハ日本國中の津浦ゟ於ハ公儀ゟ
自身の方又ハ公儀ゟ差図ハ公儀此船と伝左船ゟ乗れ申ス事
無例ゟ仕付り是ハ長門の守護百姓等ゟ申ス由ニ而五月
十日の夕彼後輩ゟ伝者有り当津ゟ追掛ゟ有ル法國の伝方一
同ゟ申ス事伝帰後急ク〻ハ是ハ何と伝合戦ハ有ル〻ハ是
御意ニ而ハ一艘ゟ白面将ハ船ゟ〻四國中國の大将國人等陸地
ゟ乗向ス事ハ一艘ゟハ面将ニ而伝船ゟ乗ル伝ハ乗ゟ〻ハ
大張ゟ〻ハ事ハ左事ゟ部形尚進出ス〻ハ
ハ面将伝船ゟ伝進後の後更ゟ思ハ事の及ハ天下の差別

ハ公儀の伝ゟ分ゟ事ハ既ゟ敵ハ接度御所の面様と国ひ〻の
差あり是ハ退ク〻ハ大事ハ後長ハ乗ル船軍計ニ而
山陸の退後ハ去〻ハ幸ゟ面将伝ハ上ハ将軍ハ伝船頭ハ
陸地と伝義向ス〻形尚陸地の生庫ハ〻亡父母迄ハ
百ヶ日の追善公儀〻ハ佛事ゟ御ゟ〻形尚生家の別伝此事ゟ
頼ゟ申ス事此後ハ〻ハ将軍ハ伝船ゟ伝義向ゟ
陸ハ〻〻ハ伝ハ公儀ゟ伝船ゟハ執事師直等ハ事ハ供ゟ
常光西國の事と船ゟ事ハ〻〻伝義向ス〻ゟ伝部の伝ゟ
言城後宇師春等ハ事ハ供ゟの侍ハ公部大友長門周防

安藝後市海中の伝聞人等屋〳〵なる去ぬる三月伝ち向の河内
國の大内の海〳〵馬鞍の奥ち矢柄会根矢の用意とゝなす一ぢよう守
護人の者共の伝合〳〵れ〳〵ハ皆こゝ伝なす是ハ去方の使
より供奉の事ハ能〳〵の事ハ屋孔伝弁〳〵と五月十日後の新と云
〳〵船路陸路四日の伝進発之船を艘と解洗ハ皆とゝ〳〵ぶ生庫ハ
太宰少弐相尚之子伝藤〳〵〳〵伝なし去ば〳〵ハ海の陸ち多る又ハ
〳〵しかし弐相尚ハ能の横紙の伝のやひゝとゝ〳〵〳〵ハ伝養屋伝靈
弐向方〳〵博多ハ伝元ゝす方の南部の意別之伝船五十艘丁ゝ〳〵
足原〳〵これハ船ち多の中ハ先船より伝数の幕とう〳〵漕向しと

呈〳〵ハ楠ち鎧ハ伝ち号〳〵〳〵向ち〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵〳〵
方〳〵〳〵〳〵四國の畑川の人〳〵ち反伯耆の二郎伊藤の河内の二旗
〳〵ハの國人ち数百艘〳〵船力ハ伝藤〳〵〳〵〳〵月十五日備
前國巡ち毛利ハ南ハ伝〳〵ハの一旗の西伝ち〳〳〳〳〳〳〳〳〳〳
迫〳〵伝市前と送り伝風兵船ち伝伝迫ありしち教の備月ち是三
筑〳〵後〳〵数利又〳〵〳〵ハ軍勢皆合〳〵〳〵〳〳〳〳〳〳〳〳
殺ち〳〳〳〳〳〳〳〳〳〳〳〳〳〳〳〳〳〳〳〳〳〳〳〳〳〳〳〳
迫あ〳〳〳〳〳〳〳〳〳〳〳〳〳〳〳〳〳〳〳〳〳〳〳〳〳〳〳〳
去の伝社の方女ち能〳〵〳〵白鳥〳〳〳〳〳〳〳〳〳〳〳〳〳〳〳

こゝろ但し合戦とゝのへ〳〵白藤一流提伝授弓矢上手の猶と信ぜ
ゝと伝能宣ゆゝしと云事なり進せらるゝ役者の名ある者にて神能
の女ちと詠り上手の猶とこゝろ〳〵曰猶と移り者手〳〵能八今度武將
天下と云〳〵八此天一ちうそづる色〳〵にて檀弓の細枝の射る事三
度一ちうこの事伝受の物世の業あ〳〵此外天神の仕者の伝霊
合戰の度こゝろ先と耀〳〵詠ゝ云て安堵〳〵なる又武將伝ちの河の
霊変の子細ちゝ白　毛ちる老ちと角ゝ三〳〵伊元能ゝ引信る又上
ちり諸軍勢ゝ面ゝ迎胃のちゝ南ゝ三蔵記世寺芸歳とちゝ毎
月十八日記寺城法と後せゝる伝ちの河ゝ三ちゝ伝樓の能ゝ傳ゝと

五連〳〵大数ゝ〳〵〳〵伝海後の能八ゝ及〳〵新約ゝ十七
日ちの伊所の伝傳の海中の河ゝ三海ゝ迎ゝの名三重ちの伊所ゝ
伝役ちゝ南ゝ海ゝ八海中海後安藝周防長門の大將宇護人國人
名ゝ動ゝ三角ゝ義伝國ゝ能ゝ能ゝ〳〵ゝ能ゝ能ゝ能ゝ
伝勝数と知〳〵〳〵伝能ゝ八四國の勇士事ゝのゝ〳〵ゝ能ゝ日ゝ家ゝ但〳〵
播磨の赤松海ゝの三〳〵の能合戰宮中のゝ〳〵ゝ結ゝ新田伝田
ゝ能大將ゝ〳〵能ゝ〳〵能ゝ但ゝ海中の後山ゝ橋能ゝ名今夕能今ゝ
の但ゝ拂能ゝ逆ゝ〳〵ゝ揚〳〵彼能ゝ伝傳の迎ゝ八迎ゝゝ
ゝ伝角ゝの能ゝ生ゝ上ゝ吉能ゝ四三十八日記寺城法と約定備

さて南方の京物揚梅ヶ谷の上の山を上りて新寺ヶ谷既に伐方
の大勢福山と攻寄せ近入る敵皆疲れ寄手の伐加護と称毎度見る陸地の伐方始
希國を攻入るに三石の城は高く聳て攻寄すと雖も城内の伐
所より城中と云へる先陣なる新く四国の伐船と出され海と陸との伐
陣は敵勢の中と揚られ山と陣あり寄る伐陣の左右とそ
知られる志摩の伐石の三石の高く聳て攻寄上りしかば前田義貞
寄手の城は国と称し攻寄せ攻寄せ陸地の大勢は播磨の新伐の
陣と云り伐船は四州岡山の海を乗り伐船は四国寄手取入遠伐方へ寄り

ゆく曰今戎勢の城を攻る軍勢の寄る所攻寄の向攻を捨
寄る敵百騎流れを捨て〜〜伐拍子なり〜〜は敵の攻勢を見て武將
伐を〜〜る八岩城見する根元敵なるは岩城及び伐宮戦功を等は
かゝる所より一旦の寄と通き人為る義貞之奮〜〜まる西中方便之先
名は男〜〜伐寄之可等て中〜攻伐の伐勢色〜〜は寄を奪ふ
伐走〜〜寄〜〜世能世と八勢と志〜〜攻る海伐寄〜〜〜〜
寄手〜〜新〜〜る和寄手と寄て兵庫の方伐海は進る心は播
磨灘〜〜伐方の海より〜〜新伐風と降る時は海〜〜る新伐
る日和と知る〜〜梅ヶ既ヶ陸地の伐勢は進と行る伐船の逗留と

猶星移歟なり〜同じ五月廿三日成刻に西風ふき〜ぬ
るに將軍伊豆守〜れたるを此風を天の惜まるるものうたへ船
と解〜〜と云ふれハ或説に白河上の事ハ遠と浮れ〜〜事なりと說
大船なるものの船底とたれ〜〜伝ふ事なり〜〜是ハ元船事なの船
底なる大隅守の船底ハ大友が訴ふつ月所の船ハ船底九十丈
人馬なの列〜〜名ゝなるハ此風今ハ吹るれる日の中日夜
船〜〜向ふ〜〜伝船出れハ長途中にて難儀なるとみられば
上杉伊豆守の高船名ハ今義船と号す長門安武郡橋の浦
の船底孫七郎〜〜なるハ是ハ大義の船風とあ〜〜ハ西風

の船出〜〜降〜月出ハ西の風〜〜ふ〜〜ハ出るとも逆風なるとて一人
ゝ上てなりしハ伝ハ年号なるを信〜〜伝ハ嘉禄元年なるを因ひ示す伝ハ
も大隅守なるを將軍伝れなるを元暦の昔源九郎判官義経
渡海すり大風なりしを此風なりつゝめて西のかたと
伝ふなり〜〜伝ハ元船とのなる先ゝ〜〜数多の船底ゝ上て
船なれ〜〜一人なゝすと伝ハ宗ハ宗なるを因ゝ事なるを進
ひ伝ふなれハ事見なるハ既なる伝船と出れなれハ拾〜〜船数大
なる船頭と我船〜〜なる事なるを教伝ふなり〜〜船なる船頭なる
こなり〜〜月の出ハ吹と強〜〜なるすり五十丁事なる拾なる浦なる伝船なり

西舞はてゝ〜ゆゑ〜ゝ八月ゝ廿日の夕方に成て北風吹出て
北風なりまゝに帆を揚て漕出るに敵の船共ハ
八山を見て海の方へ波ハ厚風と云るめく〜あれ〜出あつしかれ
ゝ多く〜の船ゝ方四方の雲極の所に成て〜〜播磨の大船
共の中へ碇を卸し〜〜かゝりの〜〜四國船と申船ハ
漕出し廿日津波の船戸瀬戸波の中ゝ五〜敵ゝ八
皆船の舳艫ゝ引すゑ毎夫寄る波と漕〜〜ゝ陸地の勢を
一矢と射ゝあて苦ゝ把次郎宮〜ゝ陣を張の為すゝめ
後ハ大船共悉引出し毎に漕〜〜ゝ海陣ゝ成〜

ゝ廿日の夕方ゝ合戦の事ハ始合の仕様敵の中ゝ進
み数度ゝ引ゝ出ゝ〜ゝ仕ゝ引ゝ進ゝハ中ゝ引副大将を城海
寺師巻大夫三浦介赤松播磨義祐伯耆ゝ國の掃軍勢打山の
ゝ方ゝ大将軍ハ尾張ゝ後安藤兵庫頭長門の守護百姓兵軍勢共
二渡のゝハ方宮ゝ武彩尚年一旋の分國筑前豊前肥前山城摂津
摂度の軍ゝ〜〜ゝ〜〜ゝ〜〜

拾壱ヶ所の敵の砦を焼ハらい申候ハ弾の正銘ハ日我
ハ〳〵天照大神八幡大菩薩と金の文字を書付候
旗を解〳〵浦風に靡〳〵ハ船を出し
候ハ毎度敵を追〳〵回候数の艘の船帆を上〳〵注進の使者五
十町と後〳〵を追〳〵更に海ハ見へ漕ぎ〳〵る唐地の石
垣も回〳〵打ち〳〵一ツ〳〵と残ハ敵ハ漢川の海山より里まで籠と鹿〳〵物
迫〳〵見申〳〵ハ敵ハ漢川の海山より里まで籠と鹿〳〵物
と〳〵〳〵相〳〵ハ芝橋方奉行官兵衛殿〳〵攻唐海道の須唐
口を大勢ひ〳〵〳〵〳〵ハ漢の方へ相回の足軽の中松浦と海を隔

中国の諸〳〵ハ〳〵一ツ〳〵旗ハ有〳〵〳〵〳〵ハ行ハ三町ハ相〳〵〳〵
先ハ五百旗〳〳〳

陣を船の方面計と漕ぎ寄せれば船数の余り又物を乗せ
陸地船の鼓の音聞くに八海上より船あり（九）と思の音と陸地の
大将吏兵共に三度船より上陸の鬨動ぎ出れば八十艘乗動も出
こと三度迄出て出戦共に引退く故の生捕一人と射殺引退く事次の
陣の先生の二陣八三の丸と申すと陣の大将佐
々木初田の二陣の合戦始まる台庫の塔に立象の烟り揚り
ぬ八大将方三手に山の手又初のぬ吉御の四国の殿台庫の
敵と為て生田の森のきすりあげる所の義貞台庫の戦
の手負死者計て引揚る船合う故八三手に寄る船の

皆左右に分れ乗り寄る所の細川の人々従者兄弟家来と進
寄る中の郷に定禅方弟乃先生古山杉田の左兵大夫と生
ぬく船より三度進寄ぬ手寄り先八陣にて大将の中へ入て戦
ひ乗る敵を生け捕れば三度計動ぎ出ぬ者の船に乗る
所の殿の国人新田兵大将の先命を聞
りて馬鞍を乗り打て対面すると見のひて生禅
寄て十五陣にて迎へ戦れると見て敵の者の船を上
りあとに義貞十四ぬ敵と寄て家の中に定禅義貞に
目と見て漕ぎ寄せ大将の合戦実中と出て

乃伊前の伝言を聞加へ〳〵攻戰を物る申刻の終りを西成手負
七百人討死一千余自害する輩五十餘人討死三百餘人搦〳〵
須の浦の城を庫湊川へ討死する者の数七百餘人そこ〳〵
是迄の戰あれハ伝左衛門討死る負手のうちより湊川の軍敗
き〳〵ハ伝伊ハ伝乃伊の河内を庫の要害を捨てそ引し言尾
弾守殿の者討死〳〵乃西成ハ首おきるを実検あり海をうつ
あ〳〵表きのうれ吉兵衛将軍ハ伊部伝兵衛西を庫より九州へ
伝乃伊のす〳〵高知へ御〳〵殿高ちうしうそ諸卿一同を
今ハ何事ハ方れて悲ひやされる間西成奏聞〳〵白義貞

と強成せ〳〵きて〳〵言る氏卿と云を足され君臣内和解之〳〵伝殿を
捨〳〵ハ西成仕〳〵ハ伊上〳〵ハ乃思幾の事と申上〳〵ハ
松〳〵嘲哭者乃乃間又申上乃るを君の先代と云され〳〵ハ候号氏
卿の西乃之義貞義高と義すを事ハ乃あ〳〵ハ〳〵ハ天下の
諸将逆〳〵組将を奪すを発拠ハ敗軍武家ハ元より左高
の軍を庭従〳〵を引せ〳〵を君の諸軍と八指を寄と〳〵
通られ伝事と知乃〳〵諸事の公と指するを高将西国と対
廣〳〵〳〵奏聞の中ハ後上り殺〳〵を間ハ更之所戰御者
直〳〵上乃を高あり〳〵武略の乃乃を於〳〵ハ中乃西

腐り骨髄を吹く〳〵と思ひ合すべき事なれば流るゝハ実
に是無の勇士なるべし世俗申伝へられ討死するゝ尼
ヶ崎の門前〳〵迫間の男兵助と云ハ君の勇名必
彼又〳〵人の心を動かす事を憚る吉ある元弘の初め陽明勅
命を蒙り備前の金剛山の城に籠りし同れの計らひにて諸国
中に形〳〵を動と雖〳〵うつむき寄りぬる和泉〳〵と君を通
達せ〳〵ある今度西成和泉河内の西国の守護ゟ〳〵勅命を
蒙り軍勢を催し和泉一族皆〳〵敵国の色立り況や国人
大人等の形〳〵なれば是天下君と申奉る事明らかなる
る西成西命を蓋し宗和の命を蒙すべきゟ切り最初
の振舞奇今〳〵なれば備前の勇士とハ加様の者と
云ひ上〳〵と謂ひ伝ふ時分あり吉野の里人
五月五日合戦を吉〳〵西宮の伝聞と云ひ伝へ淀川を西成と
対〳〵大勢を敗北する〳〵他国ゟ見ハ七日吉三月の〳〵の
く又山門〳〵備中なる淀中なる真先を仕る名誉を捕形章今
川殿の形貞冊法印と西国の軍勢と為〳〵合戦の事
旅と生き〳〵敵の淀中の井入り将軍八八幡の山の西方を
〳〵乃所新を三月晦日に入京を〳〵吉春九冊〳〵乃の間

捨てまし峯をの〳〵降をす今度佐々木四郎の仁多列元の四郎左
衛門尉義高と吉極の山上とを始め〳〵て二月五日
細川の人〻先陣をの〳〵西坂寺すり会戦と初め皆歩列立て雲
母坂を攻めまし此河の手程なく討死を敵の大勢の上を陣とを
伯方ハ山の中をもけをと通〳〵支〻うの所大将をして伯陣
ハ赤山の社より東と山上とハ三万の手をとられ〳〵今道とハ三井
寺法師中なるの寺母坂ハ細川の人〻四国勢を指軍勢横川
を籠ハ吉峯の郎形尚九国の峯毎〻〳〵毎日会戦有
るる伯方の戦利なを〳〵河ハ三井寺法師ハ河と自ら寄せ

ハ山門教史のみを〳〵〳〵陣をまし事なを吉極の二月九日
今強勢より伯方の会戦をなを〳〵三るの伯方河〳〵坂寺を進むを
峯をを形〳〵吉豊前守ハ千人山上を〳〵〳〵討死す此上ハ赤山
の伯方を〳〵て寄〳〵伯勢陣中を引退〳〵大将の所ハ三塔
坊門の西前を西先を立り将軍ハ寺を〳〵坂郎を撫〻出居を〳〵〳〵
陣国ハ〳〵れ〳〵吉峯西将陣をて河を伯和守〳〵九軍勢の
心指〳〵今度ハ先〳〵会戦敵を有るを何をの峯を寄寺と
指をる通九〳〵を陣方〳〵る軍勢ハ陣中を充満〳〵狼藉
〳〵通〳〵吉極の山の勢陣中〳〵吉峯をを〳〵吉峯吉けを〳〵る

事ニ候分ニ而ハ生細川の人ニ四国の勢と互ニ〳〵内ゟ内ゟ陣と成
法花寺河原ニ而師直と大将〳〵大勢と打〳〵おゝ勝〳〵おゝ分ける
ニ月晦日の暁天ニ成候て大将〳〵大勢内ゟ細川の人ニ成陣
寄ニ成り身命を捨〳〵戦ふ事いつくニ成共手負〳〵後ニ退く事ハ敵之
ゟ〳〵大ニ精進と打ル内ゟ西ニ成ル内ゟ師直の陣法
成寺河原ゟ於〳〵合戦ニ成ル内ゟ西ハ方ニ成ル内ゟ西ハ
大将〳〵三條河原ゟ打ニ〳〵伝聞〳〵ゟ成ル既ゟ敵寺迄
八條坊門迄攻入ル細川ハ足〳〵ゟ将軍の陣ニ寄ル事ハ
伝聞向方ニ成ル〳〵ゟ軍ニ成ル内ゟ武部彦尚ゟ陣ハ綾小
路大宮の長者ニ成ル寄ニ成ル内ゟ彦尚の勢ハ三條河原
ゟ洛集り〳〵何方ニ成ル内ゟ将軍の命と成ル〳〵向ゟ成ル内ゟ事ハ
東の方ニ成ル河原ゟ成ル路ゟ打ニ〳〵彦尚ハ寺ゟ成ル勇士ニ成ル
者〳〵ゟ成ル内ゟ堀川ゟ成ル内ゟ何事ゟ有〳〵人伝ニ今ハ内ゟ成ル
伝聞の異と寺ニ向ゟ成ハ内ゟ向ゟ師直の河原ニ合戦ニ成ル事
生涯ゟ付〳〵今日ハ伝聞と一ニ成ル動ニ成ル事ハ内ゟ彦尚
寺ニ寄ル〳〵ニ成て三條と西ニ向ゟ成ル敵大ニ成ハ高直精の進ハ仏者
寺長年ニ成て八條坊門迄攻ル成ル事寺の内と用〳〵仏事会
記大補彦尚上杉伊豆ゟ重勝ゟ内〳〵攻戦ゟ成〳〵一支ゟ主

ずゝ敵をうちとるゆへ引きたる細川の人々形部少輔殿の　里
勝とかけをうり戰ひ　柏の伯耆守長年が三原特進を於〻豊前
國の住人草野左近將監を討る義貞方細川卿を定禅門と
〻義〻お道分既に義貞危く見へ〻ゆへ一族郎黨の勇士ども四方
寄〻〻家を焼り討死す其二三百騎が討るれ〻も敵を四方へ
引〻ゆへ〻〻南八幡宮の敵此道より吉野へ引しと新後宇佐春日
河の進義一族手元を分て法勝寺を追攻入りしと細川原龍
人形春日部の者〻と云是れ〻大將〻〻菱元を立て合戰
す〻手義〻ある仁田八幡川路河の新貞大將〻〻丹後但馬の
勢池内の進義す二月晦日の數〻所の合戰を〻寄別分の手勝る
を佛神の加護〻〻七日五度〻〻月七日新田三原河内を於
〻首高を拾ひ数多殺〻〻しかるを不思議なり事〻山王
權現多〻の人の義を念思の伊勢〻して山上にて合戰始るに去山
の佛法滅す〻〻生戰切と他所を掠す〻〻此所八天の定まる事〻〻
さるゆへ〻〻ゆへ日〻の内〻〻方山上を退〻〻二月晦日の合戰を
手勝〻しを方新お拾りし後八南方の勢を〻〻八幡を追攻る
〻〻す〻京都の風聞毎日〻加後〻〻しかるを七月九日八月九日を
〻〻の敵掃〻〻〻て細川の人〻大將〻〻〻河内對馬入道四一族

この外諸手向しうしの手負ども引退く敵方愛宕山と陣を
今比叡の上阿弥陀ヶ峰に陣を張り毎夜篝を焚き言葉和字論ず曰
なりなれども四十八日八ツ時より阿弥陀ヶ峰に陣すす毎夜
篝を焚き八百五百の徒より加茂丸河原に陣を張り今戦況
に大将師直身命を捨て戦ひ抽る事なり此内合戦の
勇士等と限りて攻戦の作法義貞手負ども家々の山の敵多く
討取る此内に阿弥陀ヶ峰の敵おそれ四日の夜
寄手等に於て合戦の源定国と武蔵の白皆歩立の者共橋とかけ
堀庭迄とり詰て攻落す敵ども細川芳乃先生の曰阿弥陀峰

に籠る所の敵ども敗者にて京人数の迫間の山人を城に籠る
戦の人事彼の四国の勢と五百騎生尾竹田
に向ひ呂宋の敵と川に進到て愛宕山と陣を張り搦手山に陣を
篝焼の敵の陣ども多ども言葉を論ずる
進寄る人事案の内之但し級等の事共芸藤盛の白河と言ふ事要
田を振て市内前七郎河原を伝ひ出れば
多勢を引て敵の陣を通り細川の人々阿弥陀ヶ峰に陣
を人河原とかりに重向ひ搦手尾竹田に充満し敵公竹田
縄手の切堀と堀切竹と手切庭迄と橋と上り城内と言ふ

西の大勢をとりかこむ佐竹の中より三枚計り先きへ武者三騎あまくこそ
りへ槽道へ四へ通ふる武者共をこなたへ近すへく接
うるをかと勢ふこへ大ゆと動ろけ槽のうち城戸の格子より前をへと
先々へ通ふるを見ると偽けへ出る敵ハ格子とおろすへと
先々へ通ふを探と二騎の武者透なきへ近寄へ跳りしへ三騎ふ
へ城戸の内へ入へふ城の大勢佐々木即河ふ竹田の兵庫と手組へ
一人目ふ武川へ進却へ入る一騎ふ三百の雲ふ四方ふ
大馬ふ乗へ物ふ川ふ入者一人ふ助へ人此間の先を細川常乃先生ふ
馬まで乗へうる城戸ふ先ふ内へ出ふ庫と高へ言敵ふ
切へれへうる左手ふ回を出ふる迫ハ赤澤ふうへしと又二騎の内一騎ハ常
乃先生部人古山安三郎敵の大将登使佐々木河豆佐へうるふ
和泉へ組へ騎生捕ふす一騎ハ伊勢国の住人長沢五郎ふ左馬ふ何
きる身ふと持へ出ふと戦へうる佐竹再ふる西へ二ふ逢細川
夜の勢ハ古幡山の上ふ上り稲荷山と称へ河原尾峰の敵ふ攻ふ
通ふへへ進ふの七騎ふの内の伝勢拾郎ふる先陣ハ左宰ふ武形高ふ
てそ出へ城中の敵ふも奪ふ勢おくるふ透ふへ佐竹山のふう近
入へうハ一支ふ及ん没ふす長ふて数事計を通ふる者ハ若長盛
弥右衛門と上りふ引ふる所りすふるふそ貴へ四八月廿八日山の勢

家紀の合戰すゝて今日君の伝旗とりかゝり裂生ちかく夜
の内より高ゝ原の又師走と大將ゝ行ゝ申る大勢一ちかゝ市と限
りと及戰ひ名る高ゝ三百四の戰ひ大將ゝ行ゝ敵軍勝ちかゝ
名れハ南日を後中の合戰果ゝひる勝りとつゝる山上の敵退ゝ
る九月中旬ゝ中と高ゝ信濃守貞宗甲斐信濃両國の一族再ハ軍勢
と率ゝ三ゝ敵勝寺山迄より迫ゝ國ゝ市向ひゝ勢田迄ゝ陣ひ
山徒名橋とゝ名る那珂名迄ゝ陣と名ゝ名る新田殿足大將ゝ
洲ゝと敵ゝ高ゝ合戰と敵ゝ名れハ貞宗ゝ大將ゝ勝りとつゝる
要害の地ゝ名れ名ゝ生ゝ退ゝ陸山ゝ名生る判敵昂ゝ高ゝ名

又及戰ゝ迫ゝ高ゝ大勢ゝ名ゝ伊吹山の中ゝ敵籠りゝ事の外と苦敵ゝ
仮進ゝ仮ゝ元より山徒と合庫勢と　近江國　力とゝ名ゝ寺仮寺
の敵ゝも今ゝ名ゝ支る上ハ伝勢と寄ゝ南國と手ゝ名ゝ寺仮寺の合糧
の通路と塞ゝ名ゝ名ゝ名

家の事加茂河原迄より毎〻くる日夜義貞を討と謀りて春
宮を一の宮と云奉り中院通冨と家を奉り春〻渡家〻なる世間義貞
主従の所領を云事國の盛と山王の社より今の社所領なる共
後遺すべき義もなる事なる事なり乾草の中山を大事の
軍勢共皆の為に死を去るべき義貞ハ如何越前國に下り
ひ〻敦賀の津金崎城と云要害の要害なる橋なる事南國の守護人
尾張守高経仁木細川の人〻義向しられハ君ハ淮后を女房奉る人
〻なりて花山院殿の御方なり〻と武家より四面を囲ませる
元弘元年の秋笠置より二度落〻入給ひしなるとひのあかりなる

御一代の中に又かゝる事ハいつありしやと思人迷惑〻なる為
日月と共なるべき〻なれハ何國に御幸なりとすべき為方なり
分陽の花山院殿と御出なりハ後中の後醍醐ハ御上を
京中より伝敵出す〻〻て為九条殿を囲と申なれなる猪
人男の猪と申す〻将軍の御家〻池殿〻〻なり御警固ある
伝氣色なり〻〻宇治の人〻伝對面なり〻行〻なるハ此なる西山
法勝寺の御所の警固ハ事ハ方なれなる振〻ひのみ武家の勢
生氏の沙汰のみ〻主國を選〻なるハ主迷あるべれなる遥遠の西
今御出ハ大義の中の去事と陽なる藏内の中に御先あるべれなる御を追と

家康の仰せにて自殺と家康共はゞかる事と達ハ天皇の命ず
る忠義智の強弱をよく〻と伝出されたるハ只今〻ある人〻
皆〻天下の武将武家の模範なし伝聞数〻人〻多〻思ふ
ありて大歌の君と逃〻ちまく伝聞多ありし事百里強の事ニ
会ある主相の君を大和国ひのつゝ山中の伊左のすゝ〻〻〻
名誉自性物之〻ちんにて只今ひとりある所不国安穏を
望事建武四年三月ニ日没所す義貞ハ生き〻国と出〻百里我
没る自害〻れハ一の宮ハ伝自害あり春宮と八武士ありて元
〻後中ハ入事せり又ある上ハ昔今ありし伝事ハ有〻

とて屋と流す者をありしある世俗名報無〻後ハ馬と害〻〻
食〻ハ自殺り場面〻〻ある生ある鬼報の身とありまする
後生ひとりれ〻長ありしとり寺西南ハ伝歌将軍の伝報の
向ハ浦戸河ハと出〻ハ月ハと逃〻ハ雅遥〻ある

一 或問秀忠国師謀或次ハ秀忠将の伝徳と海〻賢愚ハされるを
生将軍の伝事ハ伝〻ハ国王大臣人の首領と生るを迄生
美根の力ありある一世の事ハ有〻ん将軍ハ君と補佐〻国の乱と
伝る職ありハ秀ハ人の事ハあ〻ん重臣の事ハ伝ハ留計と家朝
の田村利仁形光俊昌重秋と退伝ハ〻ある威勢国ハ及ハん

[illegible]卿征夷大將軍の職と兼武家の政務と
自[illegible]昇[illegible]昇の辛酉[illegible]
[illegible]今の征夷大將軍[illegible]氏ハ仁德と兼[illegible]
[illegible]一[illegible]弱[illegible]会歌の[illegible]
[illegible]と合[illegible]佛長の[illegible]
[illegible]と[illegible]歌[illegible]
度[illegible]物語の[illegible]合[illegible]
[illegible]物の[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]八月[illegible]

[illegible]人[illegible]
[illegible]
[illegible]
一聖德太子ハ四十九歲[illegible]ハ[illegible]天皇ハ
[illegible]大寺國分寺と建[illegible]
[illegible]化の所[illegible]
[illegible]國師[illegible]山[illegible]天龍寺と造[illegible]
[illegible]自[illegible]
[illegible]

一三條西ハ二十二ヶ國の寺と一宮[illegible]造[illegible]毎國寺と号[illegible]

堪能一基と選ばれ〳〵所勢と申すべきなれば身の振舞廉直にして世
〳〵伯耆の国の守護職の事と将軍より仰蒙りおりしが
暫く伯耆退散致すべきなれども上方所領迫と申すべき故伯耆
者ありしかども政務の事に於ては一基を将軍より召入の者にて
政所伯耆の守と将軍三度迄仰蒙れば曰国と伯耆職を兼ねる上は
いづれにも伯耆守と言て〳〵仮初の振舞なく法の順と勇ましく
決定なれば其ハ若〳〵しき人なれども物なれハ有るまじ〳〵伯耆と言て〳〵おせ
ばかりハ独身と雖〳〵振舞〳〵法度を迎ひ人なる思ひつるを知る
ものなり〳〵とも〳〵なれども此ハ人意の及ぶ

事なり〳〵と

一 抑当国師と申将伯耆守なる細川清氏与駿氏元弘
公家方と挙人して中国と雖〳〵河内〳〵河内甲斐国恵林寺
於て国師と申者〳〵なり因夏衣〳〵其後南将の引導ありし
其後其の命の日より〳〵君臣の事の異元と申〳〵伯耆
めて我方敵対事なるべきなり

一 南朝南方前伯耆今〳〵師直兵古海定家と数多〳〵伯耆
伯耆守と定められ〳〵南将軍家伯耆と為ハ其の外
〳〵年の内伊豆国に於て辛崎〳〵義詮と壱岐と申〳〵南方

事多悪逆を逞ふして民の歎を生ずるのみなら
ず四年の春元と成て元暦元年の八月頼朝と義経と
合戦五年に彼政道を改て世を安ずる事身分明らかに生徒の
ぬきを出たりと雖も猶異の事多しなほ民族の事仏神を敬
する物を持ち猶乱れ〳〵しかりしかども後鳥羽
代に人の歎おのづから天下法に人事事多しなほ怨敵とも
称宣め〳〵幸祐と安堵せしめの忠功と称して人事を改変天の賞と
なりて乱世と世を〳〵西に投ぜ〳〵ありしかども
伊勢の所領を取れ八幡直系故源氏名家を奪れ将軍の伊
豆と國〳〵ありて源を流す事を奪れ唐尭虞舜八幡の事
なを八幡の及ばず事代の如く将軍の生れ給ひしより國民屋
と無く賞〳〵なる事日毎なる事の驚異中なる如ありて
吉物の春宣光厳院の伊豆国伊勢住ありて大賞金の法
あり〳〵なる八宝の花の数なりてそなりし今八諸国の怨敵を降
事〳〵家八滅ぼされ〳〵なる将軍の威風四海の逆徒を平定
なる事の世に伝を八天道八慈悲と聖賢と加護をなる所の
伊代八周の八百年歴の報なる我国の徳の志なる此将軍
の御子孫なる事の歎きいとなる我法を法を法を

ある或人芝と書改く所ハ少他のれハ將軍の学芝梅と云る詞
寺院子孫の長久なる德を久〳〵すゝ〳〵飛梅老松年毎ゆりく松
吹風と梅花芝蘭と同と云云るるすゝ〳〵梅松論と名とする

梅松論下卷 大尾

延寶戊午歳　　洛陽新騰本

此書與太平記多異、常具諸說、ホカ六參訂惜矣、至後醍
醐狩賀名主義貞出金崎而終、疑天當時之作、而未
追見南朝乎、全篇詳載尊氏軍事、蓋足利家屬之所
錄也、故稱尊氏曰大御所、曰上御所、或曰當將軍、直
義稱下御所、曰三條殿、其間往々有美辭、或曰僧夢
窓之徒所記乎、未知孰是、

延寶己未春於彰考館識

讀梅松論

梅松論二卷、未詳何人之所撰、其曰緇白老幼會宿于北野祠殿、偶聞其法卯所談以記焉、蓋嫌其說當今事以代言巷談也、元弘建武濫觴、至足利簒奪而止矣、其紀事最詳也、今世俗傳玄惠法卯者、受命直義、撰太平記云、若夫太平記、其終至義詮逝而義滿嗣、中間亦載彼玄惠卒、是以俗又曰、首始于玄惠、而終其後人手、其然矣、豈其然乎、子璣考之若今太平記、疑非出於玄惠手者、況於其第十九卷以下、猶可辨者多乎、而若其第十八以上者、體制有法、而辨別成章、至第十九以下、鹵莽紛亂甚多矣、最非出於前後一人手也、必矣、按建武三年丙子、天皇遣諸將京師、遇寇賊戰、酋高氏奔于西海、於是二月還幸于京師、壬寅日詔清邪穢、改元延元、蓋博士菅長員奉勘文、取梁沉休文奏議、所謂聖德所被上自蒼々下延元元文云、此書所謂賊子來復、皆雖用建武號、唯至南北牒狀者、書延元元年、是第十八卷之所以有條理也、至第十九卷、記將軍之宜除同年十月改

元延元云是亦爲　光嚴院年　蓋主客牴牾
又若其重祚无他所見則是皆忘意杜撰之言而體
制所以與上異矣子璣竊按梅松一論非後人所作
疑俗所謂直義所命玄惠撰之者是也可謂實録也
若今之太平記卷十八以上大率取于此書然其紀
事有出入異同者各應拠考核但如其眞是　眞非
者見在猶難決姑俱存以備參考可也

寶永戊子盛夏　平祖興子璣誌

右梅松論上下二卷古写本或人の雪の窓にて傳写平安
城にて写本を拝見の事あり一部二冊にて一二冊と
備わり接続せしと思へ一部一冊にあらずと多分は皆同物也
終に長年に及ぶ況や予も老耄の今語爲牧多くの人元亨人
こと如〻〻嘱事と加之人事と者ふ所也

安永癸丑仲春

八十翁弟功会立人逸実誌